

平成26年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成26年3月12日（第7日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
企画課長	相浦勝美	住民課長	一ノ瀬清雄
保健福祉課長	堤正久	長寿社会課長	片渕敏久
水道課長	荒木安雄	下水道課長	赤坂和俊
産業課長	赤坂隆義	農村整備課長	嶋江政喜
土木管理課長	小川豊年	建設課長	岩永康博
会計管理者	岩永信秀	学校教育課長	北川勝己
生涯学習課長	本山隆也	農業委員会事務局長	大串玲子

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	吉岡正博
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

9番	久原久男	10番	秀島和善
----	------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

13. 岩永英毅議員

1. 初の当初予算について

14. 溝上良夫議員

1. 在宅医療・介護連携のあり方

2. 防災対策について

15. 前田弘次郎議員

1. 今後の教育について

2. 坂田・深浦トンネルについて

16. 秀島和善議員

1. 消費税5%～8%への引き上げには断固反対をするべきである

2. 高齢者が安心・安全な介護保険制度の充実を求める

3. 高齢者の命と生命を守るために、後期高齢者医療保険料は引下げるべきではないか

4. 成年後見人制度の利用の促進について

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、久原久男議員、秀島和善議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名であります。

通告順に従い、順次発言を許します。岩永英毅議員。

○岩永英毅議員

改めまして、おはようございます。

一般質問の最終日の一番バッターでございますけれども、最終日まで26年度の予算についての質問者がございませんでしたので、総括予算について質問をしたいと思っております。

まず、町長に質問でございますが、町長就任以来、4月から積極的に町長と語る会を2年計画でされたところ1年でほぼ終了したと、こういうような話でございますが、実績でございますが、それぞれ各地域において要望なり御意見があったかと思っております。そういうものをまとめて初の予算づくりに精いっぱい努力されたというふうに思います。

また、開会時に13ページにもわたる提案説明書と申しますか、所信表明をされたと思っておりますが、やはり文書にすると、なかなか思いも十分に伝えられないというふうに思います。その辺でまだまだ言いたいことがあるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺について若干具体的に、こういうことをやってみたいと思ってるけれども、財政上これは数年かけて達成していくよというようなこともあるんじゃないかと思っておりますので、その辺について御所見をお願いいたします。

○田島健一町長

ことしの当初予算についての思い入れということでございます。私、昨年の選挙で町民に皆さんたちの負託を受けまして、2月6日より町長の椅子に座らせていただいております。昨年は、2月に就任して3月議会も経験させていただいたわけでございますけれども、最初から予算にタッチしたということではございませんでした。やはり、予算というのは、もう前年の秋ぐらいからスタートして、いろいろと検討を加えて3月議会に御提案を申し上げるところでございます。そういうことでございまして、私にとっては実質的に最初から予算編成にかかわったというのは、今回の26年度予算が初めてということになるかというふうに思います。

予算全般にわたって感じましたことは、町の予算は末端行政として住民の皆さんに直結した、どれをとっても欠かすことのできないものとなっているというものでございます。そこら辺は、国とか県とは若干趣が違ってくるかなということを感じておるところでございます。そんな中で、私は特に公約として掲げてまいりました6つの大きな目標をどのような形で反映させていくのか、職員と議論を重ねながら編成をしたところでございます。また、予算編成方針にも、私の公約等について積極的に反映するように指示をしたところでございます。特に、産業の振興、少子・高齢化対策、安心して暮らせる地域づくりなどについては、新たな事業も計画に入れて提案をしているところでございます。

具体的に申し上げますと、産業の振興におきましては、新たな産物の創出と6次産業化の推進として、まず6次産業の育成を図るために、まずもってことし1月に役場

内の組織を整えたところでございます。また、新年度予算のおよそ1,300万円程度の6次産業推進事業予算も計上させていただいております。また、産業の後継者育成ということで、親元で就農される後継者についても年額25万円を5年間助成するという親元就農促進支援補助金というものも今回新設をさせていただいております。

また、少子化対策では、婚活サポート事業を立ち上げるとともに、出会いの場の確保のためのイベントなども計画をしておるところでございます。また、学童保育の充実を図るため、須古小学校、有明西小学校の施設整備予算を計上しているところでございます。そのほか、障がい児教育の充実であるとか保育所の環境整備、これは空気清浄器を購入していきたいということでございます。これも新たに予算に計上をさせていただいております。また、高齢者対策といたしましては、前年度から取り組んでおります地域サロンモデル事業、これについても継続して取り組んでいきたいというふうに思っております。

一方、安心して暮らせる地域づくりといたしましては、町と地域の方々が一体となって住みよいまちづくりを進めるため、住民協働環境整備事業についても新たに立ち上げることにしております。また、議会や私、町長と語る会を開催してきましたけども、その中でも御指摘があった防災システムの機能強化につきましても、早急に対応を図るための検討を進めていくこととしております。

そのほか、議員おっしゃいましたけれども、予算化までは至らなかったものの、今後の検討を重ねていかなければならない課題についても、職員との意思疎通を図りながら着実に進めていく所存でございます。また、これらの事業を推進するためには、議会の皆さんを初め、町民の皆様の御理解と御協力がなければ所期の目的が達成できないものばかりでございます。議員様を初め、町民皆様のさらなる御理解、御協力を切にお願いするものでございます。

また、先ほど、町長は昨年4月から町長と語る会をやって、その内容はどうかというふうなお問いでもございました。私は、先ほど今年度予算の内情にもちよっと具体的に申し上げましたけども、全てが町長と語る会で出てきた案件ばかりじゃございません。議会の皆さんとか、これまでのいろんな陳情等々を踏まえてやったわけでございますけども、町長と語る会で大体出てきた話も少しお話しさせていただきたいというふうに思います。

御承知のとおり、白石町には44の駐在区、行政区があるわけでございますけども、一応4月の下旬より3月の中旬にかけて、この44カ所を回らせていただきました。もう皆さん方、駐在員さんを初め、住民の方々から日にち設定をさせていただいて、私たちはそこへ出向くだけという格好でございました。そういったことで、44カ所回りまして、対話の時間といいますか、語る時間の総トータルが92時間でございます。92時間でございますので、平均2時間と申しましても88時間でございますので、2時間以上の対話ができただけかなというふうに思います。また、参加者は延べ1,500人ぐらいの数になっておるところでございます。また、その語る会でも、いろんな項目での意見、要望等々があったわけでございますけども、やはり町民、地元の皆さんたちが一番気にいらっしゃるといいますか、意見、要望等が多かったのは、やはり身近な環境整備といいますか、家の周りのこと、それにつきましては道路、町道を含めた

ところの道路の整備、また排水対策等々による水路の問題、さらに防災の話、こういったものがやはり44地区の中で半分以上の地区でこういった問題は話題になったということでございます。いろいろと意見を賜りました。これは、先ほど言いましたように、今年度予算にも若干、途中まででございますので、全て44カ所回ってから予算編成したわけじゃございませんので、もう昨年の秋ぐらいから私たちは予算に向けての作業をしてるわけでございますので、全てを網羅したわけじゃございませんけど、ある程度は反映させていただきました。

また、これまでも議会のほうでも御質問をいただきましたけども、白石町の総合計画につきまして、来年度は新たな次期の計画を策定に入ります。それにも幾分か反映できるんじゃないかな、いろんな意見を賜りましたので、この中から反映をさせたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○岩永英毅議員

選挙公約と申しますか、そういう中からそれぞれ取り上げて予算編成に当たられたと、また町長と語る会のことも反映してされてるというふうな内容が、提案説明を読んでもある程度出てるかなというふうに思います。

ただ、きのうまでの一般質問の中でも出てきましたけれども、若干今までの職員の皆さんの縦割り方式のことになれていらっしゃいまして、防災体制については、やはり全ての課の横の連携が必要じゃないかというふうに思います。そういう面は、若干ふなれかなというふうに思います。やはり、町民の皆さんは安全・安心をまず考えていらっしゃるんじゃないかなと、要求されてるんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、きのうの質問者の中に高齢者世帯が独居家庭が550戸、それから高齢者同士の家庭、それが600戸というようなことがございました。この人たちをいかに、総務課長の答えでは、ずっと私も言ってきましたけれども、地域の防災訓練、これが非常に実施困難だと。理解をもらってないというような話もございましたけれども、やはり災害弱者と申しますか、この人たちをいかに安全なところに避難させるかということが一番の課題じゃなかろうかと思えます。そういう面では、やはり長寿社会課長と総務課長の連携でそこら辺を、また区長さんあたりの協力を得ながら避難訓練でもいいし、避難の対策を練り上げていくべきじゃないかなと。それで、防災マップとかハザードマップにそれぞれ地域ごとに、町全体のは後でもいいと思うんですよ。とにかく、その地域地域をいかに安全なところに俊敏に避難させるかということやはり我々は考えていかないかんじゃないかなというふうに思います。そこら辺を十分横の連携をとりながら積極的な避難訓練をしていくと。

やはり、今ちょうど大震災の復興に対しての報道が非常にされております。そういうものを見ると、やはり行政一体となって、これは国、県、市町村一体となった対策が必要だろうと思えますけれども、やはり現場では、そういう横の連絡をとりながら避難訓練をしたところは被害が少ないというような実証がされておりますので、そういうものを考えられてはどうかというふうに思いますが、その辺総務課長、どのように考えられますか。

○百武和義総務課長

特に、要援護者の方たちを対象にした避難訓練を横の連絡をとりながら実施してということだと思いますけれども、要援護者の避難対策につきましては、これは議会のほうでたびたび質問をいただいておりますけれども、今現在町のほうでは、平成21年度から各地域を回りながら町の防災訓練を実施しております。もう既に5カ所回っております。この防災訓練の中で、そのときは消防団に協力をいただいて、実際の要援護者の方ではございませんけれども、住民の方に要援護者の役をしていただいて避難訓練、その方たちを対象にした避難訓練ということも実施をしながら進めているところでございます。

そしてまた、このごろ要援護者の避難対策については、国のほうも名簿の作成の義務づけと、それから災害が発生したときにはその名簿を、例えば消防団とか、そういったところにはもう配布をしていいということで法律改正もなされました。そういったことで、今の長寿社会課のほうとこの要援護者の方々の名簿について、ちょっと話もしております。現在1,756名の方が登録をされているということで、前々回でしたか、議会の中でも御報告をさせていただきましたけれども、毎年この方々については民生委員さんの御協力で調査をお願いして、更新も行いながら名簿の整備を進めております。そしてまた、その際には、要援護者の方々がどういった方に頼んで避難をするかということまで調査をさせていただきます。例えば、近くにいる親類なり御家族がいたら、御家族の方とか、それから近所の方とか、そういった方々にお願いしたいという方もいらっしゃいます。そういった方については、その名簿の中にそういったことを記載しながら整理をしております。それで、今現在そういった御家族の方とかが近隣におられない方が150人前後おられるようです。この方々をまず、どういったことで避難をしていただくかということは今長寿社会課のほうと話をしているところでございます。先ほど議員言われたように、関係課連絡を取り合いながら要援護者の方々の避難対策については進めていきたいということで考えております。

以上です。

○岩永英毅議員

横の連携を取りつつあるということでございますので、その辺は安心いたしましたけれども、あと白石町特有の平たん地でございますので、水難事故が一番多いだろうと思っておりますが、水難災害が多いだろうと思っておりますが、その辺では特に干拓地あたりには救命ボートというか、ボートは設置されてるところがあるんですか。

○百武和義総務課長

これ昨日の吉岡議員の一般質問の中でお答えをさせていただきましたけれども、今年度、平成25年度に国からの貸与事業ということを活用いたしまして、大型テントとか、非常用浄水器とか、組み立てトイレとか、ライフジャケットとか、トランシーバーとか、こういったものの整備を行っておりますけれども、この中に救命ボートも入れさせていただきます。今年度新たに準備をしているところでございます。今後、こういっ

た水難災害とか、そういった被害が発生したときには、この救命ボートを利用して対策をしていきたいと思います。

○岩永英毅議員

ありがとうございました。

それでは、今度3課長さんが定年で、この議会が最後だというふうに聞いておりますが、それぞれ後輩指導も含めて思い入れをつくって予算を立てられたというふうに思います。一言ずつ御挨拶がわりに思い入れと後輩指導の弁をよろしく願いいたします。

まず、企画課長からよろしく。

○相浦勝美企画課長

突然でございますけど、最後の年で企画課におりまして、先ほどから出ております町長と語る会、全地区参加をさせていただきました。話が出てますように92時間、1,500人以上の方と直接話をさせていただきました。町長の話にもありますように、こういうのは予算あるいは次期の総合計画に直接反映をさせられるということで、非常に膨大な貴重な資料を手に入れたと、それを提供できたということは、もう非常に有意義な最後の1年だったと感じております。

以上です。

○岩永英毅議員

ありがとうございました。

住民課長、よろしく願います。

○一ノ瀬清雄住民課長

思い入れをということでございます。住民課長といたしまして、窓口業務におきましては課職員一同、常にお客様目線を意識いたしまして、優しく、正確に、待たせない、これを基本に迅速な対応と親切丁寧な誘導案内を心がけてまいったところでございます。

国民健康保険特別会計におきましては、合併後2度の保険税率の改定に携わることになりました。この間、国保運営協議会会長様、また委員の皆様方には慎重なる御審議を賜り、苦渋の決断の中で答申をいただき、健全な財政運営に御尽力を賜ってきたところでございます。特定健診の受診勧奨に被保険者の世帯を訪問をさせていただきました。この際には、町の保健師さんから血糖値の指導や体調管理にも気配りをしていただいているということで喜んでいただいている方や、人間ドックを受診して病気の早期発見ができてよかったなどなど、いろんな話を伺うことができました。町民の皆様には、年一回ぜひとも特定健診、各種がん検診、人間ドック等を受診いただき、疾病の予防、早期発見、早期治療により、健康で明るく活力ある日々を過ごしていただきたいと切に願うものでございます。

以上でございます。

○岩永英毅議員

御苦勞さんでございました。

次に、学校教育課長、よろしく申し上げます。

○北川勝己学校教育課長

平成25年度におきまして、学校教育課で重点的に取り組んできたということでは、パソコン教室のパソコン更新によりましてICTの利活用の促進を図ったところがございます。また、北明小学校、有明西小学校の体育館につきまして耐震化の改修を図りまして、安全・安心な教育環境の整備を図ったところがございます。また、教育要覧等も発行いたしまして、皆様方に御活用をいただいて開かれた学校と教育委員会ということで発行いたしております。皆様方には大変御支援をいただき、ありがとうございました。

○岩永英毅議員

それぞれ約40年間の行政生活だったと思いますが、精いっぱい頑張っていたいただきまして御苦勞さまでございました。

これで私の一般質問を終わります。

以上です。

○白武 悟議長

これで岩永英毅議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

9時58分 休憩

10時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。溝上良夫議員。

○溝上良夫議員

議長の許可をいただきましたので、通告に従って2項目のことについて質問をいたします。

最初に、在宅医療・介護連携のあり方についてお伺いをいたします。

この質問に関しては、前者2名の議員の方が質問をされております。特に、きのうの質問者と同じ質問が幾つかあると思いますけども、同じ質問に対しては議長及び答弁者の判断にお任せをしたいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

まず初めに、平成25年12月25日、厚生労働省老健局振興課発表の介護保険最新情報、在宅医療・介護連携のための市町村ハンドブックについてお伺いをいたします。

このことは、先日国会に提出されました医療・介護総合推進法案とも連携をしております。内容もまだ十分決まっていないところがあると思いますけども、できるだけ

具体的な答弁を期待をいたします。

その質問に入る前に、白石町の現状について幾つか質問をしたいと思います。

当町の年齢別人口及び死亡者数は、今後どのように推移すると思われるのか。そのことについて、まず最初にお伺いをいたします。

○一ノ瀬清雄住民課長

当町の年齢別人口や死亡者数は、今後どのように推移するかという御質問でございます。

白石町の人口は、合併時の平成17年1月末でございますが、人口は2万7,953人でございます。世帯数はその時点で7,699世帯ございました。9年経過後の26年1月末でございますが、人口が2万5,089人、世帯数はほぼ変わっておりません。7,694世帯でございます。9年間で2,864人減少をいたしてございまして、年に平均いたしますと320人程度減少でございます。

人口動態でございますが、20年から、これは直近5年間の平均でございます。20年度からの直近5年の平均でございますけれども、出生者数につきましては年平均187名、死亡者数でございますけれども、年平均で345名、これと転入、転出でございます。転入につきましては580人、白石町からの転出につきましては750名程度となっております。このままで推移をいたしますと、人口の減少とともに0歳から14歳までの年少人口でございますけれども、また15歳から64歳までの生産年齢人口と申しますが、両方とも減少をたどり、65歳以上の高齢人口につきましては、しばらくの間は増加の傾向を示すことになろうかと思っております。

昨日もちょっとお話をさせていただきましたけれども、白石町の人口につきましては60歳から64歳の方々が2,097人ということで一番多い世代でございます。それから、55歳から59歳が1,783人ということで次に多い5歳刻みの世代でございます。さきの大戦から70年を迎えようといましてございまして。この間、65歳、66歳、67歳、それぐらいの皆様方、第1次ベビーブームの時代ということで今回いろんな2025年問題とかということで言われているところでございます。そういうことで、60歳から64歳が今一番多い、白石町でも多いというふうになっているかと思っております。でも、ちょうど67歳、68歳、69歳、70歳の年代の方は若干少な目で260名とか200名とか、そのくらいでございます。60歳から64歳は平均400人ぐらいということになっているかと思っております。

そういうことで、現在の65歳以上の人口に占める割合は26年1月末で29.6%、非常に日本の中でもある程度の年代の先を行ってるんじゃないかなと思っております。75歳以上は現在4,442人ということで17.7%と1月末でなっております。申しおくれましたけれども、26年1月末の65歳以上の人口は7,435人で29.6%という数字になっております。

推移につきましては、以上でございます。

○溝上良夫議員

今の答弁で出生、生まれてくるのが187名、死亡者数が345名ということですが、

死亡者を減らすには、医療が発達するという要因があって減らせると思います。ただ、出生率のほうは、結婚をして子供ができるということは予測が不可能だと思いますけども、この関係、今倍以上、出生率の約2倍の方が亡くなっております。こういうふうな推移の仕方で行くと、もう一回計算をしてもらって、どのような形になるのか、2025年、30年問題、その時期にどのようなふうになるのか、予測はつかないものかどうか、ついてはお知らせをお願いいたします。

○片渕敏久長寿社会課長

2025年を見据えた人口の見込みと申しますか、推計ということでございます。高齢者のほうの人口は、先ほど今現在が高齢化率大体30%ちょっと切ってるぐらい、間もなくもう30%に乗ってくるということになってまいるわけでございますが、あと2025年と申しますと11年先ということになります。第5次の広域圏の会合、保険事業計画、この策定時に人口推計をした資料がございますが、その数値でいきますと2025年、大体年少人口と申しますか、で2,580人、今現在よりもまたかなり数的には少なくなっておりますけども、それと生産年齢人口と申しますか、15歳から64歳までの方、これが1万1,000人弱の数字が出ております。65歳以上の高齢者の数ということになってきますと7,600人程度で率が36%ぐらいになるという見込みであります。それから以降は、人口の減少とあわせて高齢者の数と申しますか、割合というのとは比較的少しずつ高くなっていくと、数的には対人口からすると多くはふえないんですが、率のほうはちょっと上がっていくというような形に推移していくんじゃないかと、そういう推計になっております。

○溝上良夫議員

それでは次に、在宅医療にかかわっておられる医師、看護師等は充足をしている状況なのか。あわせて、医療と介護の連携は十分に図られていると思われているのか、その2点についてお伺いをいたします。

○片渕敏久長寿社会課長

在宅医療にかかわる医療関係者の数と、これが充足しているかということでございます。まず、この点につきましては、在宅医療というのをどのようなふうに位置づけるかというところがあるかと思いますが、先日も関係の質問をいただいた中で、終末期の医療ということでお答えをさせていただきましたが、終末期の医療と申して具体的にかかわってる方というのはいらっしゃらないけども、実際家庭であるいは自宅、一部施設も含まれると思っておりますが、病院以外の場所で最期を迎えたいと思う方、思われる方、またその家族の思いを酌んでかかりつけのお医者さんが、先生が訪問して医療を施していただいているというようなケースはあるということでございます。この在宅医療ということになると、今そういうのもちょっと含めてということになるかもわかりませんが、在宅医療に必要な医師の数というのも今現在把握もできておりませんが、調査自体も行っていない状況なんです、国のほうの資料でいきますと、そういう国のほうの資料と申しますか、説明によりますと、2025年問題、そのこのとこ

ろまでには、これまでのいろんな改革の中で医師とか看護師の数はある程度確保ができるんじゃないかと、そういうお話といますか、そういうことを聞いたことがございます。ただ、在宅医療をということになった場合に、医療の関係者の方だけということではなかなか対応できないということになると思います。そこに今の介護保険のサービス等を活用してという形にもなってくるかと思いますが、その介護のほうの関係ということになると、今の数では少ないというような推計が出てると、数的には今の1.5倍ぐらいは要るんじゃないかというような話も聞いたことがございます。

それで、医療と介護の連携ということでございますが、これも地域包括ケアシステムというのが今回の介護保険関係の中で強く出されることになりましたが、これも前回の改定ぐらいから、だんだんこれから高齢者の数がふえてくる中で地域と一体となって高齢者を見守りあるいは支えていかないと、今の医療の現場であるベッド数とか、それと病院でもある程度症状が安定したら自宅のほうに戻ってしないと、高齢者の数がふえていく中ではベッドの数も足りなくなるというようなことから、地域で支える地域包括ケアのシステムをつくりなさいというような話が出てきておりました。そういう中で、町のほうでは町内の医療の関係者、それと介護の関係者、ケアマネ、そういう方々が集まった代表者会を開いて、今現在年に二、三回程度の研修会を実施しておりますが、具体的にこれで医療と介護の連携ができたということでは思っておりませんで、この連携についてはもう今からやはり取り組んでいかなければならない問題だというふうに思っております。

○溝上良夫議員

それでは次に、在宅医療について、医療、介護関係者、それと何より住民への十分な理解が得られてると思われてるのか、そのことについてお伺いをいたします。

○片淵敏久長寿社会課長

在宅医療について、医療、介護関係者、また町民の理解が得られてるのかということでございますが、この在宅医療の問題というのは地域包括ケアのシステムの中で将来的に、近い将来高齢者の方が、今はもう9割ぐらいの方が病院で亡くなっておるけども、もうそういう時代じゃなくなってくるという話は聞いたことがありますけども、具体的な在宅医療というのがこういうふうに変わっていくという話が出てきたのは、もうつい私どもも最近のことです。先ほど、国のほうが長寿医療の研究センターに委託をして作成をした在宅医療・介護連携のためのハンドブック、この件についてのお話もちょっとしていただきましたが、この資料についても、こういうものがつくられて市町村のほうこれから取り組んでいかないといけないというような話を聞いたのも、まさにことしに入ってからのものでありまして、医療、介護の関係者がお互いこの在宅医療について認識を持っておるかと言われると、恐らく医療関係の方のほうが先行的に認識をされてるんじゃないかと、行政のほうはそういう意味ではちょっとおくれてるんじゃないかなという思いをもっております。

また、住民のほうの十分な理解は得られているかということでもありますけども、この分については、まだまだ住民の方々の認識というのはないと思います。先日も、民

法のテレビで東京都の例で在宅医療のことが流れておりましたけども、そういうこと、マスコミのほうにも取り上げられながら少しずつこの件については広がっていくと思いますけども、10年後、15年後ぐらいのときには大きな問題としてなっただけでまいますので、この住民の理解ということについても、私どものほうの普及啓発をする必要があると、大事なことだというふうに認識をいたしております。

○溝上良夫議員

これからの医療と介護の件に関しては、国、県、市町村、ましてや住民の方の協力も得ていかなければ達成していかないと思います。そういう面では、住民の方の意見を聞いて、住民への十分な対応ができるように考えていかなければいけないと思います。

それでは次に、高齢者の関係についてお伺いをいたします。

2025年、30年にかけて団塊の世代が75歳になるということでございますけども、それに関して現在の独居高齢者、高齢者のみの世帯数はということを書いておりますけども、高齢者と同居している世帯はどれくらいおられるのか、まずそのこと、きのうこれはお聞きしましたので、結構でございます。

次に、独居高齢者の今後の心配事はどのようなものが上がっているのか、上がっていただければお知らせをお願いいたします。

○片淵敏久長寿社会課長

独居の方の今後の心配事ということでもありますけども、独居の方でも隣近所のおつき合いとかされてる方、またお車とかを、移動手段を持って移動ができる方については、比較のお元気な方が多いわけですが、どうしてもお一人ということになりますと、同じ集落の中の方とのかかわりというのも少ない方が多うございます。そういう中で、体が非常に弱られてきて問題となったとかあるいはひとり暮らしの中で悪徳商法にひっかかってわかったとか、出入りをしてる人がいろいろちょっと変わった人が出入りしてるよと、そういう情報が来てわかったとか、そういうところの問題というのもございます。その辺をやはりひとり暮らしの世帯については、行政もそうですが、かかわりを持っていただく民生委員さん方あるいは御近所の方々にそういうケースがあるというのもお知らせをしながら対応していく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○溝上良夫議員

白石町では、田舎独特の隣近所のつき合い、まだまだ薄れていないということで心配事、少ないかもしれません。これからますます核家族化が進み、こういうことも心配事、いろいろ起きると思います。そういう面では気をつけておいてもらいたいと思います。

それでは次に、高齢者のみの世帯で老老介護されてるところがあると思います。その実態と不安材料などを聞かれたことがあれば、お知らせをお願いします。

○片渕敏久長寿社会課長

高齢者のみの世帯の老老介護の実態ということになってまいりますと、町内での高齢者のみの世帯というのが、民生委員さんの調査でお願いした分で660世帯ほどございます。そういう中で、お二人ともお元気で生活をされてるあるいは片方が、奥様あるいは旦那さんのほうがちょっと体を悪くされとつても、もう一方のほうがお元気で家庭のほうで介護をされてるということであれば、もうほぼ問題がないと思いますが、やはりだんだん年をとってこられて、お互い介護で倒れられてしまうというのがもう一番心配をするところでございます。中には、なかなか経済的に厳しい中で、介護のサービスもなかなか満足に入れられないという方もいらっしゃいますので、そういうときにはちょっと早目に情報をいただくとか、そういうことでできるだけ負担のかからないといえますか、方法というのを私どものほうでも考えて対応をしなければならないというふうに思っております。

○溝上良夫議員

それでは次に、高齢者と同居をしておられる世帯、夫婦共働きをしていて親を見ている方、その方で介護が必要になった場合、現在介護をしてる方、その方たちの悩みなどあれば、お伺いをしたいと思っております。こういう経済、まだまだ悪い状況の中で、夫婦共働きで1人がやめて親を見なきゃいけないという状況が出てくると思っております。そういうようなことに関して、心配事、相談なり、そういう形で来られたケースがあれば、お知らせをお願いいたします。

○片渕敏久長寿社会課長

高齢者と同居を、子供さんとかが一緒の場合になるわけですが、同居をしてる世帯での介護のやり方というのは、若い方はもうほとんどお仕事をされてますので、日中は自宅にいらっしゃらないケースというのが多うございます。そういう方の場合は、通常介護が必要な場合には介護保険のサービスを利用していただいております。ただ、十分な収入がない場合あるいは同居をしとつても家族、子供さんのほうがお仕事についていらっしゃらないという場合には、またそういう経済的な親のほうの年金のほうを一緒に使って生活をする中で、そういう必要なサービスのほうにお金が回っていかないというケースもあって、そういうのが問題となって私どものほうの地域包括センター、相談のほうに上がってくるケースがございます。やはり、これについても、お年寄りあるいは独居だけでなく家族と一緒に生活をする中であっても、やっぱり隣近所とのおつき合いというのがこういう事例を早く発見することにつながっていきますので、やはり地域での支え合いというのが同様に大切になってくるというふうに思います。

○溝上良夫議員

これまで町内の状況をいろいろお知らせをいただきましたけども、この問題に関して先月半ばだったと思っておりますけども、厚生労働省のほうから実態調査の依頼があったのか、あるというふうな話をお聞きしておりますけども、そういう調査の依頼があっ

たのかどうか。あれば、なければいい結構ですので、答弁をお願いいたします。

○片渚敏久長寿社会課長

高齢者の実態について市町村への実態調査が国のほうからあったかということでありまして、ちょっと国のほうから調査があったということは認識いたしております。

○溝上良夫議員

それでは、これからさっきの質問、在宅医療・介護連携のための市町村ハンドブックについてお伺いをいたします。

平成25年6月付で経済財政運営等改革の基本方針によるという、市町村が中心となって介護、医療、住まい、生活支援、予防にわたる支援が包括に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとあります。当町での地域包括ケアシステムの現状と問題点、今までの質問に重複してるところがあると思いますけれども、まとめて現状と問題点についてお伺いをいたします。

○片渚敏久長寿社会課長

白石町における地域包括ケアシステムの現状と問題点ということですが、まずこの地域包括ケアシステムというのは、今から、これからだんだん少子化の中で人口が減り、そして高齢者はだんだん数が、数は地域によってはふえないところもあるわけですが、割合が高くなって支える数が少なくなってくるという中で、医療、介護、それと住宅等の住む場所、それと介護予防、そういう、それともう一つ大事なのが生活を支える生活支援、こういうところ、地域で支えるということもこれに含まれるわけですが、それを一体的につくっていきましょうというのが、言葉は難しいんですが、地域包括ケアシステムというふうに言われております。

これが、今現状で町のほうでできているかということ、まだほんの一部しかできてないというのが実態でございます。そういうつくり上げる、このシステムをといますか、仕組みをできるだけ早くつくり上げるためにということで今医療、介護の代表者を開いて、それにかかわる職員さん方の研修会をやっています。これは、その研修会をやることによって担当者間が顔見知りになって、ちょっと問題があったときには相談ができるとか、そこをお願いに行けるとか、そういう環境をちょっとつくれるんじゃないかということで今模索をしながら取り組んでいるのがそれです。

もう一つは、地域の中でいろんな高齢者に限定をしますと、問題が出たときに民生委員さんとか地元の区長さんとか、住民の方からちょっとおかしいと、こういう問題は何かならんかとか、そういうことが出てきたときに関係者が集まって会議をするようなのがありますが、その方に対応する個別の会議に終わってしますので、同類のケースをほかのケースにも広げていけないか、情報を共有して次につなげていけないかというのがこの地域包括ケアシステムにもつながっていくというふうに思っておりますので、そういう面でいくとまだ取り組みはまだまだというところがございます。これからもう10年ぐらいしかありませんので、できるだけ早くこの取り組みについても

強めて、進めていかなければならないというふうに思っております。

○溝上良夫議員

このことについては、まだこれからだという話ですけども、高齢者が急増することによって死亡者も急激に増加すると、病院には入れなくて自宅で死ぬこともままならないと、望めないという死亡難民、俗に言う死亡難民を出さないためには、どうしても必要な対策だという意見もあります。これに関して、この意見に関して、どういうふうに思われるのか、お伺いをいたします。

○片渕敏久長寿社会課長

死亡難民を出さないためということでありまして、この死亡難民というのも捉え方もあるかと思いますが、団塊の世代の方、戦後昭和22年から24年に生まれた方を指すというふうに定義をされてると思いますが、この方々が西暦2025年には全て75歳になられると。今現在、64歳、65歳ぐらいでいらっしゃると思いますが、60代、高齢者になったばかりとあと75歳、後期高齢者になった場合というのは、やはり病院にかかる頻度といいますか、あるいは介護が必要になる頻度というのは5倍ぐらい違うというふうにいわれております。

この2025年問題というのが言われかけたのは、団塊の世代の方が一度に後期高齢になっていったときに、医療のほうもかなりの割合で需要が伸びるということを想定をしての話でありますけども、そうなったときに今現在の病院のベッド数とかあるいは介護を含めた対応を考えたときには、なかなか今9割の方が、佐賀県では9割ぐらいの方が病院のほうで最期を迎えられるということなんですけども、そういう状況にはならないというのが今大きな問題となっております。数字でいくと、2025年、2030年、その5年後ぐらいには50万人ぐらいが死に場所がないということがちょっと新聞記事か何かに載ってございましたけども、そういう方々を出さないというためには、どうしても今のお住まいのところで最期を見取るということが必要になりますので、その部分についてこれから仕組みをつくっていく、地域で支える仕組みをつくっていくというのがこの地域包括ケアシステムであり、その中に医療と介護の連携というのが新しい介護保険法の中にうたわれるというふうに認識をいたしております。

○溝上良夫議員

なかなか死について、死ねない時代がやってくる、そういうことも考えられます。

それでは、4番目ですか、在宅医療の重要性についてどう考えておられるのかということについてお伺いいたします。

在宅医療は、地域包括ケアシステムの不可欠の要素の一つであります。今後、2025年、30年までに団塊の世代が75歳以上となります。地域において、疾病や要介護状態にある高齢者の数が大きく増加することは避けられないという状況であります。このような中で、在宅医療の提供を含む包括ケアシステムを今、日常生活圏域の中でこれまでの生活と継続性をもって実現するためには、おのおのかかりつけ医がその力を在宅医療の分野で十分に発揮することが重要であり、多くのかかりつけ医の参画

を得られるよう、市町村が地域医師会と協議をすることによって面的な提供体制を整えることを目標とするというふうなことがあります、うたわれております。このことについて、在宅医療の重要性についてどう考えておられるのか、お聞きをいたします。

○片淵敏久長寿社会課長

地域包括ケアシステムの中に掲げられておりますが、医療と介護の連携というのが、もう中のほうでも一番大事な部分になってくると思います。在宅のほうで最期を迎えるということになりますと、どうしても医療抜きには考えられません。介護は、今現在手が足りないときに介護保険の利用をしていってるんですが、ほとんど亡くなるときには病院のほうへ搬送されて、そこで亡くなられる方が多いため、今9割ぐらいが亡くなっていると。ただ、実際、お話とかを聞くと、私どものほうの医療・介護連携の関係者の連絡会のアンケートのほうでもそうなんですが、半分ぐらいはやっぱり家で死にたいんだけど、実際家族にも迷惑かけるから、もう病院のほうにとというのが一番の実態、9割が病院で亡くなっているという実態だと思います。ただ、亡くなられる方の思いというのは、できればもう自宅でという思いが非常に強いということもお聞きもしておりますし、そういう中ではやはり在宅医療、特に病院の先生方、また大きな病院では今町内でも訪問看護ステーションという設置をしていただいて、在宅の患者さんのところを医師の先生の指導の中でいろんなケアをしていただいているわけですが、まだまだ数的にはこれからのことを考えると足りないというのが状況だと思います。そういう中では、かかりつけの先生にできれば在宅医療のほうを担っていただければというような思いもいたしておりますし、特にこちらのほうの医師会のほうでも、先日3月8日でしたか、武雄市のほうで市民公開講座がありまして、その中でも今からこういう在宅医療というのが大事になってきますよというような講演、国のほうからも、長寿医療センターのほうからも職員さんが見えになってお話をされておりましたが、特にやはりこれから私たち関係者もそうですが、住民の方にもこの件については、在宅医療が大事になってくるということはお伝えをしていかなければならないというふうに思っております。

○溝上良夫議員

それでは、次に、医師会との関係、今答弁の中にもありましたけども、このハンドブックの中の文章を引用すると、面的な在宅医療の推進、在宅医療、介護の連携を推進するために、在宅医療において中心的役割を果たす医師の団体である地域の医師会との協働関係の確立は極めて重要であると書かれております。

まずは、ほかの職の団体との調整に先立ち、地域医師会において市町村の在宅医療の推進を担当する役員等に市町村として政策を十分に説明した上で、活動への参画とその進め方について丁寧に調整を進める。さらに、毎月等、定期的な会合の開催を通じて地域医師会と市町村において現状や課題を共有し、日常的に相談できる関係を確立することが望ましいというふうなことが書かれております。これを踏まえて、もう一度当町での医師会との現在の関係についてお伺いいたします。

○片渕敏久長寿社会課長

地域で高齢者の方を支えていく仕組みとしての地域包括ケアシステムというのを、私たち行政を中心につくっていくということが求められております。今御質問の医療、また介護の連携ということについても、そのシステムづくりの中のほうの大きな一項目ということで掲げられているところです。介護保険のほうの改正の中で、その中にも具体的に今回医療、介護の連携ということが掲げられてまいります。こちらのほうの杵藤地区のほうでは、広域圏のほうが介護保険の保険者ということで、具体的に今実態調査等をやりながら平成26年度中に第6次の介護保険事業計画を策定をされますが、具体的にその中で地域包括ケアに対する取り組みも掲げられてくるというふうに思います。

私どものほうで、今現在白石町がこういう形で医師会のほうにお願いをして、連携をとりながら取り組みますというのは、単独の保険者であれば、もうぜひそのようにやりたいということでお伝えをしておりますが、まだ広域圏の協議、介護保険者との協議あるいは関係の市町との協議等もまだ何ら始まっておりませんので、その辺は今現在武雄杵島地区医師会のほうで昨年から先行して進めていただいております医療・介護の連携の取り組みの状況とも、広域圏の会議等の折には、私のほうからも進んで説明をいたしまして、医師会の協力を仰ぎながらこの在宅医療についての取り組みを進めていかなければならないというような情報、お話もしながら後押しをしていきたいというふうに思っております。

○溝上良夫議員

医師会との関係について、ここに1つの記事があります。それを紹介をしておきたいと思っております、参考になるかどうかですね。

2025年へ、都道府県のことです。都道府県の役割が極めて重要という文章があります。平成26年3月4日に発表されたものです。これを記事を紹介をしておきます。

厚生労働省医政局原局長は3日、都道府県の担当者らを集めた全国医政関係主管課長会議の中の挨拶の中で、通常国会に提出した医療・介護一括法案で進める2025年に向けた医療提供体制の整備について、効果的かつ効率的な医療提供体制の構築が必然であるというふうに述べられております。その上で、都道府県が果たす役割は極めて重要になってきていると。地域の医療提供体制の責任主体として関係者の意見を聞きつつ、地域医療構想、それと政策、新たな財源支援制度として創設する基金の活用を通じて、医療と介護の総合的な確保や地域の課題解決により一層御尽力いただきたいというふうに求められております。地域医療ビジョンの策定については、全く新しい考え方と説明した上で、こういう政策的に重要なものについては、私どもとしても研修会を開催するなどしてしっかり配慮していくというふうに述べておられます。このことは、県のほうのことですけれども、これが市町村にありてくるということも考えられます。ぜひ参考にしてもらえればということで御紹介をしておきます。

それでは、これの最後の質問でございますけれども、最後にこれまでの質問を総合して、大介護時代が訪れると言われていたが、認識はどういうふうに思われているのか。この今までの質問に関して感想をお伺いをいたします。まず、町長にお伺いをいたし

ます。

○田島健一町長

これまでる在宅医療、介護連携のあり方についての御質問をいただきました。感想ということでございますけども、大介護時代が来る、2025年問題があるということでいろいろ議論はされてるところでございます。少子・高齢化が続き、少子化世代が介護世代になって介護する家族が激減し、介護を要する者がふえ、家族介護能力が低下してきております。そのような状況の中での平成12年に介護保険制度ができておるわけでございます。しかし、少子・高齢化の状況は予想を超える速さで進んでおりまして、介護サービスの利用状況も予想をはるかに上回る状況で伸び続け、財源やサービス事業所の問題など、さまざまな支障が生じているようでございます。

そのような中で、先ほど言いますような2025年問題を迎えるわけでございますけども、これまで課長がいろいろと答弁を差し上げたところでございますけれども、地域包括ケア、このシステムをつくり上げることが一番大事なことじゃないかなというふうに思います。しかしながら、先ほど課長も模索をしながら検討しているところであるということで、取り組みがまだまだというような状況でございます。しかしながら、時間がないわけございまして、もう早急にこれについては取り組んでまいりたいというふうに思います。今後は、本人、家族、地域、医療機関、介護機関、行政、家族の職場と、それぞれが自助、互助、共助、公助の役割を担う地域づくりが大切だというふうに認識をいたしております。

○溝上良夫議員

急にですけども、住民課長、感想をお伺いいたします。

○一ノ瀬清雄住民課長

先ほどの町長の回答と一緒にございまして、住民課サイドにおきましては、国民健康保険あるいは後期高齢者医療等々の業務をさせていただいております。特に、在宅医療に関しましては、往診あるいは訪問診療、こういったところが一番重要になってくるというふうに言われております。そういうことで、武雄杵島地区医師会あるいは町の医師会の先生方と今後いろいろ協議等をしてまいりまして、高齢者あるいは医療の充実等に努めていかなければならないという認識でございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

ありがとうございました。

国や県の方針、町として対処しなければならない大変なことも多いと思っておりますけども、最終的にきめ細かい政策をするのは市町村でしかできないことでもあります。この際、白石町の現状を調査、見直しを前向きに行って最善策を考えてもらえばなというふうにつけ加えて、この項目の質問を終わりたいと思います。

それでは次に、災害対策についてお伺いをいたします。

2月22日付で政策基本方針、大規模地震防災・減災対策大綱について、この基本方針について概要をお伺いをいたします。

○百武和義総務課長

大規模地震防災・減災対策大綱の概要についての御質問でございます。

現段階では、まだ国や県のほうから正式な通知は来ておりませんので、詳しいところはまだわかっておりませんが、報道によりますと、政府は2月22日に大地震に備えた全国的な基本方針、大規模地震防災・減災対策大綱を初めて策定するということを決めたということで書いてあります。また、大地震はどこでも起きるおそれがあり、東海地震など、現在5つある個別の対策大綱、ここで5つといいますと、東海地震、それから東南海・南海地震、それから首都直下地震、それから日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、それと中部圏・近畿圏直下地震、この5つの地震に対して大綱が定められておりますけれども、これらについては共通する内容も多いため、廃止、一本化するということでございます。内容については、東日本大震災を教訓にして、全国で一体的に防災・減災を進めて国民や地方自治体に最悪の事態への備えを求める狙いということで掲載をされておりました。国のほうで大地震対策大綱を一本化するということでの内容というふうに思っております。

以上です。

○溝上良夫議員

まだ発表されたばかりで、当町としての対応はどのようにしていくのか、話し合いがあったのかどうか、お伺いをいたします。

○百武和義総務課長

先ほど申し上げましたように、今現在国のほうで策定をされておまして、今月中に中央防災会議のほうで決定されるということでございます。先ほど言いましたように、国や県からの正式な通知はまだあっておりませんので、詳細についてはわかっておりません。大綱に基づく国の基本計画とかガイドライン等が示されてから、本町のほうでどのような対応が必要かというのは、今後検討することになるというふうに思っております。

以上です。

○溝上良夫議員

このことについては、きのう3年目を迎えた東日本大震災のこと、私たちの記憶からだんだん遠のいていくということにも感じております。そのためにも、ぜひもう一度見直しかれこれをお願いしたいと思っております。

関連をすることについて二、三、お伺いをいたします。

災害時における民間企業との協力体制はどういうふうになっているのかというふうなことをお伺いをいたします。病院、建設業、運送業、あと食品業などなど、いろいろあります。その民間企業の方たちと災害の協力体制について話し合いがなされたの

かどうか、お伺いをいたします。

○百武和義総務課長

民間企業との災害協定について、応援協定についての御質問でございますけども、今現在白石町のほうで災害応援協定を結んでおりますのは、国交省の九州地方整備局、それと九州救助犬、犬ですね、救助犬協会、それと諫早市、鹿島市、江北町、太良町による5市町での協定、それと佐賀県内全市町での協定、それと民間ということですが、白石町建設業組合と、以上5つの協定を結んでおります。佐賀県のほうでは、佐賀県医師会とか佐賀県トラック協会、南日本段ボール協会などと合計28の協定を結んでおられまして、災害時は町や県の協定に基づいて協力をいただくということになると思います。

先ほど、民間の機関との協定ということですが、今現在検討をしておりますのが本町のスーパーとか、そういったとこと協定ができないかということは今研究中でございます。それと、あとガス関係についても今検討中でございます。

以上です。

○溝上良夫議員

小さなことについてお伺いいたします。

災害時に炊き出しができる場合の設備、場所、道具、先ほどおっしゃったプロパンと、そういうようなことに関してお伺いいたします。

プロパンの話が出てきましたけども、プロパンに関して近いうちに江北町、白石町、災害時の協定が結ばれると聞いております。そのことについて具体的な話があったのかどうか、お伺いをいたします。

○百武和義総務課長

L Pガス協会との協定についての御質問でございます。

このことにつきましては、佐賀県L Pガス協会杵東支部ですけども、この支部のほうからお話がございます。現在江北町と一緒に検討を行っているところでございます。協定の内容といたしましては、白石町内で災害が発生した場合、また発生するおそれがある場合に、白石町がL Pガス及び資機材の調達並びにその供給に要する要員の確保について協力を要請するという内容で、被災者の方々に対してL Pガスの供給をすることにより、町民生活の安定を図るという内容になっておりますけども、具体的な内容につきましては、L Pガス供給施設とか配送車両の調達、それから移動式発電機の貸与及び設置、それから炊事用具一式の貸与及び設置、それからL Pガスの供給及び資機材貸与に係る要員の派遣、こういった項目について協定を結ぶことで今検討をしております。早ければ今月か来月には協定を結ぶことができるのではということ考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

災害は、いつやってくるのかわかりません。なるべく民間企業の方との話し合い、十分な協力体制ができるのであれば協力をしてもらいたいというふうに考えておりますので、十分な対応をお願いをしておきます。

少し時間がありますので、前回の質問をもう一度繰り返し質問したいと思います。一応、担当の方には通告をしておりますので、お答えをお願いいたします。

去年のフィリピン沖の台風のことで、前回まだ国のほうから答弁がないということでいち早く、地方で一番最初に関東地方での高潮に対するシミュレーションが行われております。そのことについて、県を通じて報告があったのかどうか、なければ当町ではどういうふうに考えておられるのか、お伺いをいたします。

○百武和義総務課長

先ほど、関東ではシミュレーションを作成しながら対策について検討がなされているということでお話ございましたけども、今現在国とか県のほうから本町のほうに何らかのガイドラインとか、そういったことについてはまだ示されてはおりません。ただ、防災全般のことで申し上げますと、平成25年6月、昨年6月に国のほうで災害対策基本法が改正をされて、県のほうで現在佐賀県地域防災計画の見直しが行なわれております。それを受けまして、本町のほうでも県の防災計画との整合性を図りながら防災計画書の見直しを行いたいということで考えているところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

高潮の災害に関して、すぐ前者の質問にもありましたけども、大きな水害が発生したとき、消防とか警察には救命ボートの配置がされているというような答弁があつておりましたけども、私が考えるのは、庁舎及び避難所、小学校であるとか、そういうようなところに配備は必要ないものかどうか、お伺いをいたします。

○百武和義総務課長

これ、先ほど岩永議員の質問にもお答えいたしましたとおり、平成25年度で救命ボートは国の事業を活用しながら配備をしたところでございます。

○溝上良夫議員

庁舎の配備は考えてないんですかね。

○百武和義総務課長

救命ボートの配備を庁舎にということでございますけども、これ役場、駐車場の一応東のほうに物置を今設置しております。その中に救命ボートについては入れて、準備をしているということでございます。

○溝上良夫議員

現在あるということですかね。

○百武和義総務課長

その物置自体は、もう既に建てております。公用車駐車場のすぐ東のほうにプレハブの物置があります。その中に、もう間もなく来るとは思いますけども、そこに配備する予定です。

○溝上良夫議員

もう配備をするという計画であるということで、安心をいたしました。

もう一つ、避難所、これはそこまで予算の関係でできないかもしれません。避難所幾つか設定をされております。全地域の避難所に配備するというのは難しいでしょうけども、そのことは考えておられないのか、今後考えていくのかどうか。

○百武和義総務課長

救命ボートを各避難所に配備をという質問だと思いますけども、これについては今申し上げましたように、ちょっと差し当たって庁舎のほうに配備をしまして、その他の避難所については消防署なり警察署のほうに救命ボートありますので、そういったものを活用させていただきたいと思います。その後、避難所への配備については今後検討させていただきたいと思います。

○溝上良夫議員

最後に、町長に質問をいたします。

災害のことについて、再度町長の認識をお伺いしたいと思います。フィリピン沖台風のこと兼ねて、早急な対策としてハザードマップなどの見直しも必要かと思いません。それをトータルして、災害について町長の所見を最後にお伺いをいたします。

○田島健一町長

防災対策、特に高潮対策のことでございますけれども、私も有明海湾奥部に住んでる私たち白石町は、津波というのは大したことはないと言ったら語弊ありますけども、そういった大規模津波というのは来ないだろうと言われております。しかしながら、高潮、台風、これについては昨年のフィリピンの30号を見ましても、900ヘクトパスカルを切るような大きな台風が来ると、やはり潮位は相当上がるんじゃないかと。そういった中で、また波浪があったら今現在7.5メートルという高さで、福岡県から佐賀県のほうは全て7.5メートルという高さで設置をしていただいておりますけども、これで果たして大丈夫だろうかというのは私も一抹の不安を抱くものでございます。そういうことからして、海岸の管理者は県でございますので、そこに住む私たちは県に、管理者である県に対してぜひとも昨年の実態を踏まえたところをお願いをしていきたいというふうに思っております。昨今は、異常気象といいますか、想定外といいますか、そういった気象条件ばかりがあっておりますので、この高潮といいますか、台風についても900ヘクトパスカルを切るようなやつが来るかもわからんということでの県のほうにも、管理者のほうにも認識をしていただくようお願いをしていきたい

いというふうに思います。

○溝上良夫議員

終わります。

○白武 悟議長

これで溝上良夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

11時23分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。前田弘次郎議員。

○前田弘次郎議員

昨日は、震災から3年目でありました。また、本日は誕生日を迎えられる議員さんがおられます。毎日が喜びと悲しみの繰り返しであると痛感いたします。毎日を大切に一步步進んでいこうと思い、一般質問に入ります。

ちなみに、あしたは私の誕生日です。

議長の許可を得ましたので、26年3月定例議会の一般質問をさせていただきます。

議員になって1年がたち、6月定例議会から一般質問をし、まず婚活問題、次に少子化問題と続き、今回は教育問題について質問します。

まず、大きい項目1の今後の教育についてお伺いしますが、一般質問の初日に久原久男議員より、タブレットを活用したICT教育と反転授業について質問がありました。今回は、一般質問者も多く、また土日を含んだことでお忘れの方もおられるかと思しますので、一般質問最終日に再度私のほうから質問させていただきます。

現在、佐賀県においても、タブレットを活用したICT教育が話題になっております。そこで、担当課長にお伺いします。

タブレットを活用したICT教育についてどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○北川勝己学校教育課長

佐賀県においては、平成26年度から県立高校においてタブレットを使った本格的な授業が行われることとなっております。国においても、世界トップレベルの教育ということであつております。そういった中で、佐賀県もICTの利活用の推進を図っているところでございまして、本町におきましても26年度予算において、電子黒板の導入を計画しているところでございます。そういった中で、近隣の武雄市においては、試行的ではございますけれども、11月からタブレットを使った授業が行われているところでございます。この反転授業について、これからどういうふうな効果があるのか、私たちも注視していきたいと考えているところでございます。

○前田弘次郎議員

教育長にも、タブレットを活用したICT教育についてのお考えをお願いします。

○江口武好教育長

佐賀県教育委員会が県を挙げて今進められております。これ前にも申しましたけど、佐賀県の教育委員会と県内20市町は協議会をつくりまして、そして情報機器あるいは情報教育を進めていこうということでやってるわけです。この教育の情報化って何のためなのかといいますと、やっぱりICTを活用してとにかくわかる授業を実現しようと、そして何といても子供たちの情報活用能力を、情報機器になれて、それを自分の学習に利用、活用すると、情報の活用能力を育成すると、この2つでございます。結果的に、どういうことかといいますと、学校教育の質を担保すると、保証していこうというようなことでございます。

それで、今タブレットを使った授業ということで先ほど御質問がありまして、もうまさに課長のほうが答弁をしたとおりでございますけど、何でパソコンじゃないのか、普通のパソコンじゃなくてタブレットなのかということもあるかと思えます。町の学校には、小学校におきましては、今20台のパソコン教室にはパソコンを整備しております。中学校は、技術家庭におきまして、これ情報活用能力、情報の教育というのは必須でございますから40台整備をしてるところです。さらに、このこういった情報機器の利便性を高めるために、今後はタブレット型、タブレットのパソコンを導入していこうと、そして先ほど申しましたように、中学校も順次入れてまいります。このタブレットを使えば、タブレット型のパソコンを使えば、より教育効果を上げることができるだろうという、そういった前提のもとでございます。じゃあ、タブレットパソコンってどういうふうがいいのかという、そこまで述べさせていただきたいと思いません。

やはり、何といたしましても、持ち運びに便利であると、タブレットというのは何か辞書を見ていたら、平板な板という書き方をしてございます。それで、持ち運びに便利であると。だから、外へも、それからパソコン教室から自分の教室にも持っていきます。そして、お隣の市のように家にも持って帰れるわけです。もうちょっと小型はiPadあるいは今電話機が、あれもタブレットの小型版でございます。それから、もう一つ、キーボードが切り離せるということで、これ非常に学級でのグループ学習に効果的であると、いろいろグループで見せ合うことができます。1回1回普通のノート型のパソコンを開いて持って移動するのは非常に難しゅうございます。それから、3点目、これは特色ですけど、電子黒板が今各教室に整備をしており、また整備中でございます。この電子黒板と無線LANを使って、子供たちが、この子供が自分の考えはこうですよというようなのを電子黒板に映し出すことができるというような、そういった意見発表とか情報交換というのが非常に便利でございます。

このように、パソコン、そしてタブレットパソコンでは非常に機能性を発揮できて、学習効果を上げることができるのかなど。そして、当然それが授業評価にもつながっていくと、そういう捉え方をしております。

以上です。

○前田弘次郎議員

26年度から県内の高校生にタブレットを活用したICT教育が始まります。これは、県内の高校生全てがタブレットを活用してICT教育を受けることができます。しかも、武雄市の小・中学生は26年度からタブレットを活用したICT教育が始まります。26年1月28日には、武雄市立山内東小学校においてタブレットを活用した公開授業がありました。私たち文教厚生委員会も視察研修に行ってきました。まず、視察してびっくりです。教育の現場は、すごい早さで進んでいるんだと思いました。私が商業高校に入学するときは、そろばんを購入しました。長女が同じ学校に入学するときは電卓にかわり、次女が入学してからはパソコンが導入されています。そして、現在小学生にタブレット型のパソコンを使った授業です。視察する中で、私自身もこのような授業を受けてみたい気持ちになりました。

そこで、担当課長にお伺いします。

このような授業を見られたことはあられるでしょうか。

○北川勝己学校教育課長

武雄市の反転授業につきましては、私現地のほうには行っておりません。ただ、電子黒板等の活用については、町内学校訪問等の折に授業の内容を見させていただいているところでございます。

○前田弘次郎議員

今度の文教厚生委員会のほうで視察研修があるときは、ぜひ一緒に研修をしていただけるでしょうか。これは、もうお願いということでおきます。

私は、この視察研修を見ていく中で、だんだん心配な気持ちになってきました。武雄市で教育を受けてる小学生、中学生は26年からタブレットを活用したICT教育を受けることができますが、我が白石町の小学生や中学生はどうなっているのか、不安になりました。

そこで、教育長にお伺いします。

白石町のICT教育はどうなっているのでしょうか。お願いします。

○江口武好教育長

先ほど申しましたように、白石町も白石町の教育委員会も情報化は進めております。それで、お隣の市の反転授業というのを今取り上げて議員おっしゃいましたけど、それは今から試行、実践をされるということで、決して白石町がその面で劣っているようなことはない、私はそのように、今までの学校訪問とか、それからいろいろな教職員の情報機器の使い方、使ったの指導の仕方、そういったものをリサーチあるいは子供たちがどういう反応をしてるか、そこで私はそのように捉えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

先ほどから出てくる反転授業についてですけど、担当課長、反転授業についてよろしいでしょうか。

○北川勝己学校教育課長

反転授業の授業の内容でございます。限られた授業時間に応用的な思考能力の授業活動を導入しますと、基礎知識を習得する時間が足りなくなってしまうということから、授業と自宅学習の連続化による学習時間の確保と学習目標に合わせた時間の再配置をすることで解決をしていこうという考え方でございます。

生徒たちは、新たな学習内容を事前に自宅でビデオで授業を視聴して、予習をします。翌日、教室での授業においては講義を簡略化し、従来宿題とされていた課題について教師が個々の生徒に合わせた指導をしたり、生徒が他の生徒とグループワークをしながら取り組む形態の授業となっております。

○前田弘次郎議員

この反転授業を現在白石町におられる先生が十数年前に行われたようですが、うまくいかなかったようです。当時は、まだタブレットがありませんでしたので。武雄市では、先ほどのタブレットを活用したICT教育の中で、この反転授業を実施されています。ぜひ、我が白石町でもICT教育を行って反転授業を取り入れてはいかがでしょうか。教育長にお伺いします。

○江口武好教育長

先ほど、白石町でも情報機器を使った情報教育というのはしっかりやっていると申しました。この反転授業でございますけど、これはもう今から、さっきの課長答弁でございましたけど、11月ぐらいに2校で先行的に算数と理科ですか、で試行されて、そして今度の4月からは算数では3年以上、理科では4年生以上というようなことで小学校で実施されるというようなことを聞いております。

先ほど、白石町でもしっかりやっていると申しましたけど、例えば学習、小学校の45分間、中学校での50分間の学習の進め方というのは、いろいろ教科とか領域でもいろんなパターンが考えられる、バリエーションが考えられますけど、一般的にこれは研究でも同じですけど、課題解決学習、問題解決学習ということで進めます。問題があつて、そこから全部の追求すべき課題、目当てを取り出して、それをその子供なりに自分はこうしたらこの問題が解けるかなという仮説を立てます。仮説を立てたら、1人で、自分で1人学習をします。自分なりの解き方で、低学年だったら写したり書いたり何かするでしょう、それから高学年だったら算数、数学であれば数式でやると思います。そして、それを一斉に意見を交換して学ぶ、そしてまとめ、そして練習問題をして定着するということになります。

だから、先ほどおっしゃった反転授業というのは、その流れというのをちょっと切りかえてやるんだと、もう私自身はお隣の学校の発表のときは行っておりません。例えば、こういう流れになっております。反転授業とは、普通は学校の教室で教師が指

導をします、子供は学習をしていくと。そして、家に帰って復習をちゃんとしてるかどうかわかりませんが、復習をして定着を図ると。そして、次の日にまた学校に来るわけです。ところが、反転授業になりますとこれひっくり返りますから、家で次の日に学習することをタブレットに入れ込んだビデオ、動画を見て子供たちは自学をすると、当然テーマがこんなテーマでということが決まってるわけです。そして、ああ、ようわからなかったら、学校と違って何回でも繰り返して見ることができるわけです。ほして、自分なりにつかんで見通して、そして、うん、こうだと自分なりの考えを持って、そしてそれを次の日に学校で全体で学習すると、それに入れかわってるのが反転授業というふうに私は捉えてるわけです。

だから、お隣でやってあるのは、まず家で何をやってるかといいますと、動画を見て、そしてつかむ、見通す、そして自分なりに調べてしまう、自分の考えを持つ、そして学校に行きます。学校に行ったときに、いろいろワークシートとか何かあるかと思えます。これを担任の先生に当然提出するわけです、自分なりの考えを。そして、そこでみんなで確かめる、そういう流れじゃないかなと思っております。私自身は、確かにタブレットを全部持って、家に持って帰って云々というのはここはできませんけど、その辺のシステムを今あるのをこうですけど、今反転というのは白石町、ちょっと今はできませんので、何とか質を充実させてその辺ができないかなと、そういうことで捉えてるわけです。

ただ、最後言わせてもらいますと、私自身は反転授業のどういう経過をたどるかというのはものすごく注視しております。そして、例えばどういうことかといいますと、一番大事なのは、小学生では家でも教えることができます。でも、中学になれば、もうとてもとても難しいです。だから、いろいろ学びかたというのを小学生のうちにしっかり身につけさせる、そして中学、高校と行けば、自分で学ばざるを得んだろうと、だからその中で興味、意欲、関心、これが数字では出てきません。これがもう一番難しいです。だから、ひょっとしたら反転授業でこのあたりが培われるのかなというのの一つです。

2つ目、家庭学習が反転授業では前提になります。これひょっとしたら、秋田県とか福井県では家で1時間も2時間も勉強しております。テレビ見る暇ないと言われてます。塾に行く暇がないわけです。そして、あれだけの学力、これひょっとしたら家庭学習の定着が図れるのかなと、視角に訴えてるのを繰り返し見ますから。そして、何よりも学習成果、学習したことの定着がひょっとしたら図れるかなと、そういう意味で注視はしております。しっかり見ていきたいなと思っております。

ちなみに、白石町にもタブレット入れますので、白石町でできんかなと、課内で話いろいろ言ってるんですよ。しかし、持って帰るあるいはソフトを入れなくてはいけませんから、その辺のいろんな難題課題もありますので、ちょっと今はそういう状態で、ちょっと長くなって済みません。

以上です。

○前田弘次郎議員

このタブレットを活用したICT教育を始める際に、先生たちの研修会が必要にな

ります。県のほうでも、新聞報道では教員のICT教育研修会が行われています。武雄市では、専門の人材を確保しています。また、機器の予期しないエラーに対応する事業費も必要になってきます。武雄市のようにタブレットを自宅に持ち帰り、予習をして授業を受けることにより授業がわかり、学校が楽しい子供たちがふえるようお願いをします。

ICTとは、いつでも、どこでも、誰でも利用ができることです。また、遠隔授業も可能となり、新型インフルエンザの流行や自然災害で学校閉鎖になったときにも対応ができます。

そこで、財政の厳しい中、難しいこととは思いますが、今後の白石町を担っていく大事な宝である子供たちにもタブレットを活用したICT教育を考えていただけませんか、町長にお伺いします。

○田島健一町長

タブレットを使った授業ということでの御質問でございます。

先ほどから教育長や担当課長のほうからタブレットを使った授業であるとか反転授業については、事細かに説明があったかというふうに思います。私もタブレットを全ての生徒さんに導入することには、いささか問題にすることじゃないんですけども、なかなかこれを全生徒に購入するという事は、購入費の話であるとかサーバーとか無線LANなど周辺機器、学習支援のシステム業務委託など、多額な費用がかかること、それとまた、まだまだ実施されてるところが少ないということもございまして、効果の検証、将来的な教育部門のクラウド化、学習支援ソフトの充実など、まだまだ問題、課題もあるようなことでございます。そういったことから、まだ全生徒に向けての購入については考えてはおりません。しかしながら、先ほどから話もありますように、他市町の状況等を見ながらおくれをとらないように対応しなければならないということは私も思っております。だから、ちょっとすぐ買うということにはならないかと思っておりますけども、数年後にはいろんな課題も消えてくるでしょうから、そのときはどうかなというふうに思っております。

○前田弘次郎議員

白石町の小学生と中学生がタブレットを自宅に持って帰る日が一日も早く実現できるように町長にお願いし、また私たち議会においても、今後はタブレットを活用していかなければと思います。まず、私たち文教厚生委員会が率先してタブレットの勉強をしたいと思っております。内野委員長、よろしく申し上げます。

次に、コミュニティ・スクールについてお伺いします。

これも平成25年12月1日に第2回白石町教育のあすを考える集会が開催され、講師として来られた春日市教育委員会教育長山本直俊氏による講演のテーマがコミュニティ・スクールを通じた人づくりとまちづくりについてでした。この講演の資料の中に記載されたこの図を見てください。

学校、家庭、地域が連携した取り組みです。学校は学校でできること、そして学校と家庭でできること、ここですね。学校と地域でできること、家庭と地域でできるこ

と、最後にこの図の真ん中である学校、家庭、地域が一緒にできること、単純な図ですが、子育ての主体は家庭、教育の主体は学校であり、地域はその支援者であること、このようなコミュニティ・スクールを我が白石町でも取り組まれてはいかがでしょうか。教育長にお伺いします。

○江口武好教育長

コミュニティ・スクールというのが出てきました一番のもとになるのは、これ国といひましようか、文科省が第2期の教育振興基本計画というのを立ち上げております。これ25年から29年までの5カ年計画でございます。このときに、文科省は4つのビジョン、いわゆる基本的な方向性、それから8つのミッション、成長目標、そしてさらに30のアクション、基本政策というのを出してるわけです。

この中の4番目に、ビジョンの4つ目に、基本的な方向性の4つ目にきずなづくりと活力あるコミュニティの形成というのがございます。さらに、8番目です。8つのミッションの8番目に互助、共助による活力あるコミュニティの形成、そして最後にアクションでございますけど、20番目に学習を通じたコミュニティ形成、コミュニティによる学習支援、これ活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境、協働体制の整備ということであります。ここからコミュニティ・スクールというのが出てきたわけです。だから、先ほど議員がおっしゃいました12月の教育を考える集会というのは、当然教育委員会がこれから進めようとしている、その前段といたら非常に語弊がございますけど、そのための講師、春日市の教育長の講師招聘であったというふうに捉えていただければと思います。

このコミュニティ・スクールは、先ほどパネルを出していただきまして、非常にありがたいなと、わかりやすく本当ありがたいなと思います。例えば、教育というのを考えましたときに、1人の子供に焦点を当てれば、横と縦のつながりがございます。横というのは何かといいますと、学校にいるときは学校教育の範疇です。でも、家に帰ります。帰ったら、当然家庭です、家族といひましようか、家庭。そして、当然家庭というのは学校もそうですけど、地域社会の中にもございます。そして、縦で見れば、いつまでも小学生ではございません。ずっと成長していきます。高校の再編もありましたけど、それから一般となっていくわけです。

例えば、生涯学習課の所管でも、家庭教育というのにもやっぱりもう一回力を入れて見直していこうというような、そういった展開もしようとしてるわけです。そういう中で、やっぱり今までの学校は学校で目標を決めて、そしてそれに沿って学校運営、学校経営をして子供たちを育てていこうというのは、今からの世の中ではやっぱりどうなのかなというふうに考えてるわけです。午前中に、少子化とか高齢化とか、そういったお話ございました。どんどんどんどん社会の地域のコミュニティというのは細るといたら非常に語弊がございますけど、こうなってきたおります。だから、そういうときに、地域の核である、文化の核である、拠点である学校、しかもその時代の担い手である子供たちを何か学校の教員、学校の校長さんがつくったプランのもとに、学校の教員だけの狭いあれじゃなくて、やはりもうちょっと輪を広げて先ほどおっしゃった親のかかわり、PTAもございますけど、それから地域の人をもっと力を持つ

ていらっしやいます。かかわっていければ、もっともっと子供は少なくなっていますけど、時代の担い手の子供たちを育てることができるんじゃないかなと、そういう意味でこのコミュニティ・スクール、言葉で言いかえれば学校運営協議会というのを組織を持ったところをコミュニティ・スクールと申します。これを今水面下で、4月からはぼんと出せるように、水面下で準備をして、そして4月からは研究に入っていこうと、そのように考えているところでございます。それが今の現状でございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

ICT教育と反転授業及びこのコミュニティ・スクール、教育長、よろしく願いしときます。

地域の部分では、まちづくりがあります。町長にお伺いします。

公約の中にあります、公約の最初にあります笑顔で元気に暮らせる豊かなまちをつくりますとありますが、町長になられて1年が過ぎましたが、目標とする豊かな町はどのくらいできたでしょうか。お伺いします。

○田島健一町長

私が公約でも掲げておりましたし、町長の椅子に座らせていただいてからも、その方針でこの1年間を過ごしてきたといいますか、業務をやってきたというふうに思っております。この1年間があつという間に過ぎ去ったわけございまして、それは一生懸命やったからあつという間だったのか、何もせんやったけんあつという間だったかというのは、自問自答してるところでございます。

しかしながら、何事もたくさん、私も6本の柱で多くいろんなことに取り組みたいとは申してはおりましたけれども、全てに1年目から種をまいて育てて、実がなるというところまではなかなかいかないものでございまして、大分私は種はまいたつもりでございます。まだまだ全てに芽が出て実がなったところまではいってないわけでございますけれども、私に与えられた4年間の中では、全てに実をならせたいという思いでございます。そういったことから、まだ1年目でございますので、種はある程度まけたかなという感じでございます。

○前田弘次郎議員

白石町のさらなる発展に御努力ください。よろしく願いしときます。

次、2項目めの坂田深浦トンネルについてですが、関連で去年深浦の区長さんより要望書が出ていた町道高町百貫線一部離合困難箇所の道路拡幅改良についてですが、その後どうなっておりますでしょうか。担当課長にお伺いします。

○岩永康博建設課長

町道高町百貫線は、3町合併以前から深浦地区の幹線道路として位置づけをしております。順次町道の拡幅事業に取り組んでいる道路です。合併後においても、旧町間を結ぶ合併支援道路として選定しまして、通学や一般歩行者の安全を確保するため、

平成21年度に歩道設置工事約380メートル、それと平成22年度に光明院裏の法面工事で約70メートルの道路の拡幅を行っております。

昨年6月10日に道路の一部拡幅や交差点の改良、それと側溝ふたの改善要望が地元からあっております。それについては、すぐ対処をしたところですが、それと、一部拡幅については、道路敷地の問題がありまして、地権者の同意書を添付して地元の要望書の再提出をお願いしたところ、9月10日に同意書を添付した要望書が提出をされております。事業内容が道路の拡幅、それと急傾斜面に擁壁の設置、それと道路の標識移転など、工種が多くなっておりまして、工事の着手の明言はちょっとできませんけど、一部の地権者の方が県外の方で、事業の円滑化を図るために新年度で用地買収を行うように計画をしているところですが、

以上です。

○前田弘次郎議員

この峠を越える道路は、前から一般質問でも言っておりましたが、朝の通勤、通学の時間帯では、大変危険な箇所があります。職員の中にも、通勤されるときに危険な思いをされて通行されていらっしゃる方がおられると思います。また、この危険な峠を越えずに国道を通過して通勤される方もおられると思います。

そこで、峠全線を道路拡幅したほうがよいのか、それとも坂田深浦トンネルをつくり、車の拡散により峠の交通量が減り、事故の危険性が減るのがよいのか。私としましては、坂田深浦トンネルがいいのではないかと思います。町長、いかがでしょうか。お伺いします。

○田島健一町長

坂田深浦のトンネルもしくは改良、どちらがいいかというお問い合わせでございます。

まず、町道の改良工事としての取り組みといたしましては、高町百貫線を合併支援道路として選定しております。事業費に合併特例債や過疎債を充当できるので、事業化は可能かと思われまします。しかしながら、町道は町内に約430キロ近くあるわけでございます。議会の皆さんや、また地元から、また町長と語る会でもたくさんの道路改良の要望があっております。そういったことから、この改良工事で行うとなれば、優先順位であるとか、道路構造等の検討が必要になってこようかというふうに思いま

す。

また一方、坂田深浦トンネルとした場合、これについては、県道白石大町線と国道207号を結ぶアクセス道路として、町道としてよりも県事業として取り組んだほうが最善ではないかと考えます。この場合は、新設道路を県道指定を行って事業化することになるわけでございますけれども、ここでまた県道承認が大きな課題になってくるんじゃないだろうかというふうに思いま

す。

現時点においては、深浦百貫の国道207号が4車化の工事が進められております。また、将来にわたっては、有明沿岸道路がこの深浦地区に合流するという事になるかと思いま

量がどのように動いていくか、そこら辺を見定めてから白石大町線が現在の室島北交差点じゃなくて、百貫のほうに行ったほうが全体的な国・県道の交通網としては有利ではなかろうかなというふうに、今のところ私も考えますけども、最終的には県道昇格というのは県のほうがいろいろ考えられると思いますので、そこら辺を待つしかないんじゃないかなというふうに思っているところです。いずれにしても、現時点においては改良でやるのか、トンネルでやるのかは、ちょっと現時点では判断しかねるという状況でございます。申しわけございません。

○前田弘次郎議員

この坂田深浦トンネルについても、私もいろんな各方面から勉強して、いろんな方々の知恵をかりながら、何とか実現するように今後も一般質問させていただきますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○白武 悟議長

これで前田弘次郎議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

13時55分 休憩

14時10分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。秀島和善議員。

○秀島和善議員

この3月定例議会には、27本からの議案が提案されました。一本一本私も町民の声を聞き、そして考え、最終的に議案についての苦渋の選択や決断をすることになります。私は、この議会の中で常に指針としていくことがあります。それは、日本の憲法にしっかりと条例が指針となっているのか、また議案の予算、補正予算などが憲法の立場でどうなのかということを考えています。

最初に御紹介しますのは、黄色い手帳といいます。この黄色い手帳には、新日本婦人の会が日本国憲法を全ての生活の中にとすることで数十年前からつくって普及されてる本です。この中に、最初に前文として、日本国憲法を全ての生活の中に。政府の故意によって再び戦争の惨禍を繰り返さぬことを高らかにうたった日本国憲法の制定は、日本中の女性たちに大きな喜びと感動を持って受けとめられました。この思いを受けとめ、平和と女性の地位向上を実現させるために誕生した新日本婦人の会は、歴史上初めて男女平等をうたい、女性の政治参加を保障し、主権在民、民主主義、平和原則を規定したこの憲法を全ての生活の中で生かし、守る運動を全国で広げていきます。湾岸戦争を口実に憲法への激しい攻撃がかけられ、平和と民主主義が危機にさらされている今こそ、この憲法手帳を手元に置いて肌身離さず身につけ、話し合いの糧にし、草の根からの運動に反映させていきたいと思います。これが前文です。私も、この議

会の一般質問の中で、この立場で町長、また各担当課長に質問をさせていただきます。

第1項目に入る前に、私は憲法の第25条、国民の生存権、国の社会保障的義務、このことについてまず紹介をしたいと思います。第25条には、全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②として、国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないということを行うのが憲法25条です。

さて、第1項目については、町長に考え方をお聞かせ願いたいと思います。

消費税がこの4月から5%から8%への引き上げの予定になってますが、私は断固反対すべきであると考えます。安倍内閣は、2月12日国会に医療・介護総合推進法案を提出しました。この法案は、介護と医療について大幅な負担増と給付減を盛り込んだとんでもない法案となっている。消費税増税は社会保障のためという安倍首相の言い分が、根拠のないでたらめなものであることを浮き彫りにしています。地域経済を破壊し、福祉をも後退させる4月1日からの消費税8%引き上げを中止させるべきではないかと考えます。町長も御承知のように、8%からさらに来年、2015年10月からは10%になろうとしています。このことについての町長の認識をお尋ねしたいと思います。

○田島健一町長

消費税には断固反対ということでのいろいろなお話でございましたけれども、先ほど議員申されましたように、2月12日に国会に提出されました医療・介護総合推進法案は、この提案の背景につきましては、厚生労働省の推計によりますと、我が国の65歳以上の高齢者数は2025年、3,657万人、人口の30.3%に達し、さらに2055年には75歳以上の後期高齢者の方が全人口に占める割合が25%を超えると予測されております。

このような高齢化社会を支えていくために、社会保障と税の一体改革というものが決定され、進められているところでございます。そういうことから、4月から実施されます消費税の増税分は、その全額が子ども・子育て支援、医療・介護サービスの保障強化、年金など社会保障制度のセーフティーネット機能強化への使途が限定されております。今般、提案された先ほどの医療・介護総合推進法案も、この一環でございます。国において推進されているこのような施策、これは我が国の将来を見据えた重要な施策であると捉えており、私としても後戻りはできないものというふうに考えているところでございます。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねしますけれども、広報「白石」2月号に、9ページになります。

4月1日から町施設の使用料や手数料が変わりますと、消費税アップということで4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、町施設等の使用料や手数料についても引き上げ分3%を値上げすることになりました。御理解と御協力をお願いしますということで、交流館から学校施設、公民館、楽習館、陶芸館、三近堂コミュニティセンターなど、それぞれ担当課の消費税引き上げについての説明が掲載されておりますけれども、金額にしますと、総額で結構ですけれども、影響額

はどれだけ町民負担とつながっていくのでしょうか。

○片渕克也財政課長

それぞれの施設の総額ということでございますが、総額としましてはちょっとはつきり記憶がございませんが、さきの議会でも数十万円程度というふうにお答えをしたかと思っております。

○秀島和善議員

財政課長にお尋ねします。

数十万円、町施設の使用料や手数料が町民負担となつてつながっていきます。そこで、4月1日からあらゆるものが値上げされようとしてますけれども、財政課長として、例えば銀行のATM現金自動支払い機手数料が現在が105円から210円ですが、これが108円から216円、また郵便局においては手紙が80円ですけれども82円、はがきは50円ですが52円など、このように引き上げが予定されています。今社会において、4月1日から8%になることでの消費税増税の実態はどのように認識をされているのでしょうか。

○片渕克也財政課長

先ほど町長が申しあげましたように、将来の我が国を支えていくためには、個人、一消費者としてはつらいところがございますけれども、これはどうしても避けては通れない痛みを国民みんなで分かち合うという意味において、避けては通れないものだというふうにご考えております。

○秀島和善議員

財政課長にお尋ねしたことは、今の社会の中で町民や国民に3%値上げするということにおいて、どういうことが具体的に日々、増税分の3%が上げられようとしているのかということについての認識を伺っています。よろしいでしょうか。例えばということで先ほどは申しあげたけれども、財政課長としてどういう点に3%が町民負担となっていくような状況になっているのかということをお尋ねしてるんですけれども。

○片渕克也財政課長

今議会でも、例えば子育て支援もテーマに、質問にもいろいろと出ております。また、国民健康保険等の社会保障の社会保険の問題、そういったところに、それから医療、介護の問題もたくさん質問が出ております。今後、計画を策定して地域包括ケアシステム、こういったものに対処していくためということで必要な財源だというふうにご考えております。

○秀島和善議員

2月28日の佐賀新聞です。値上げラッシュで家計を直撃するという事の中で、一つだけ御紹介をしますけれども、みずほ総合研究所の試算によると、夫婦と子供

2人、年収500万円の世帯で増税による2014年度の負担増は8万3,482円、厚生年金の保険料の引き上げもあり、経済対策による子育て世帯向けの現金給付を考慮しても年間7万円程度の負担増につながるということで、チーズ乳製品から清涼飲料、たばこ、電気、ガス、鉄道、携帯電話、タクシーの初乗り、このように値上げが続いています。とりわけ、社会的弱者と言われる高齢者の皆さんには、この負担はもうこれ以上節約できないよという実態までおして現在がそのことが高齢者の中に、負担が肩にずっしりと重くのしかかっている時期ではないかと思えます。

町長にお尋ねしたいんですけれども、今高齢者の年金は、昨年10月分から年金1%削減されています。2015年4月から3段階で計2.5%の年金引き下げが予定されています。先ほど申しましたように、社会の中では税率の引き上げアップによる値上げラッシュが続きます。しかし、年金で暮らすお年寄りは、年金まで引き下げられています。さらに、介護保険料、後期高齢者保険料、国民健康保険料など、値上げがあとをたたない実態の中でどうやって生活をすればいいのかということで、大変苦心をされ、節約もされ、しかしこれ以上の努力はできないよというのが今の高齢者の感想ではないかと思えます。このことについての町長の認識をお尋ねしたいと思います。

○田島健一町長

消費税に伴いまして、いろんなものが上がってくるんじゃないか、また年金も引き下げられていく、そういった中でいろんな負担増になって、高齢者の方たちはますます厳しくなっていくというようなお話でございます。しかしながら、先ほど私もお答え申し上げましたように、消費税が今回5%から8%になるということは、そういったもろもろの社会保障を長期的に見たときに財源が不足するので、これに限って使えますということを前提に3%アップが行われているところでございまして、不公平感といいますか、増税といいますか、8%になるときに一律でございまして、食料品であるとか何かは特例で外すとかなんとかというのはならなかったわけでございますけれども、それについては国民の皆さん均等にお願いしたいというところでの制度改革だというふうに認識をいたしております。

○秀島和善議員

総務課長にお尋ねをいたします。

総務課長は、今回消費税引き上げの引き上げ法の附則第18条、このことについて御承知なんでしょうか。消費税引き上げ法案の第18条、附則、第18条について認識をどのように持ってらっしゃるのでしょうか。

○百武和義総務課長

ちょっと私ただいま言われました附則第18条のほうは、承知しておりません。

○秀島和善議員

副町長に同じ質問ですけれども、法案の、法案ではありませんね、もう法律決まりましたので、消費税引き上げ法の附則第18条についての認識を伺いたいと思えます。

○杉原 忍副町長

済みません、18条というのがはっきりどれということがわからないんですけども、低所得者への配慮ということによろしいでしょうか。

○秀島和善議員

低所得者への配慮ということとあわせて、附則第18条第1項と第2項に掲載をされていますけれども、わかりましたか。

○杉原 忍副町長

済みません、先ほど申し上げましたのは、消費税法のほうの18条ということで、附則のほうの18条じゃございませんので、済みません、ちょっと附則の18条については今のところ、ちょっと手持ちにしておりませんので、わかりかねます。

○秀島和善議員

附則第18条の附則に、全文を読んでもみましても、第1項として消費税の引き上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件としてして実施するため、物価が持続的に下落の状況から脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長のあり方に早期に近づけるための総合的な施策の実施、その他の必要な措置を講じるということが第1項であります。

第2項として、この法律の公布後、消費税率の引き上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第2条及び第3条に規定する消費税率の引き上げにかかわる改正規定のそれぞれの施行を前に、経済状況の好転について名目及び実質の経済成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況などを総合的に勘案した上で、その施行の停止を含めて所要の措置を講じるということが附則の第18条でうたわれています。

ですので、値上げラッシュが続いて、もう景気が冷え込み、国民や町民の暮らしが立ち行かないというふうになった状況の中で、消費税を引き上げということを中断するということが附則の中でうたわれています。このことについての認識を副町長にお尋ねをしているところです。

○杉原 忍副町長

今おっしゃった附則については、たしか基準日があったかと存じております。ちょっと基準日10月ぐらいかと思えますけども、ちょっと正確に把握しておりませんが、既に4月から消費税を上げるというふうな法案を今、きょう3月12日でございます。今そういうこと、消費税の取り下げ等というようなことは、現実上無理ではないかというふうに考えておりますが。

○秀島和善議員

もう3月12日になって、4月の声が聞こえそうです。確かに副町長おっしゃるように、時間的には無理だと思いますけれども、消費税率を来年10%にしようという、10月までにはまだ間に合うのではないかと思いますので、私は町長を初め、副町長、総務課長などに対しても、ぜひこの消費税引き上げの値上げラッシュと公料金の値上げへの悲鳴にも近い声をしっかり聞いていただきたいと思います。

この項での直接の町民の声を紹介をさせていただきます。

食堂を営んで20年、昨年夏ごろから円安や原材料価格の高騰のあおりを受けています。店の食材を初め、電気やガソリン代の上昇で暮らしも経営も大変です。近くの実業家は、売り上げが極端に悪くなり、店の家賃を支払うのが精いっぱい閉店しました。近くの商工新聞読者の主店経営者も、ただでさえ商売のやりくりがきついのになら、消費税が上がれば何を削ればいいのかと悩んでおり、増税反対ときっぱり。妻は毎日、新聞の折り込みチラシを見ては買い物に行き、スーパーのポイントカードなどを利用しています。被服費や交際費の節約もしていますが、生活防衛には限度があります。商売人を廃業に追い込むような増税は即刻中止をすべきです。56歳の飲食店経営の方の投稿でした。

全く私も同感であります。ぜひ、この町民の声、御商売をされてる方たちの御苦労にしっかりと目を通して、消費税を引き上げることに何らかの形で反対をしていただきたいと思います。強く申し上げて、次の項目に移らせていただきます。

続いては、高齢者が安心・安全な介護保険制度の充実を求めるということで、(1)としまして第1に、総合推進法によると、介護では要支援者向けの訪問、通所介護を市町村の事業に丸投げすることになっている。事業費には上限を設け、ボランティアに委ねるなど、費用を徹底的に削減する計画です。介護認定からも外し、介護保険制度を、ここは形骸化しというふうに変えておいてください。介護保険制度を形骸化し、こうした法案に町長は賛成できるのでしょうか。また、町でやることになった場合、これまでのサービスを維持し、後退させないための財源、体制を整えることができるのかどうか、町長に答弁を求めます。

先ほど1項目めの消費税増税については、これから訪れる高齢者、団塊世代の社会保障に、社会福祉にしっかりと予算を配分していく、そのために消費税を上げるんだということを第一の理由に上げられておりましたけれども、その片方では逆のことが行われようとしています。まず、町長の認識をお尋ねしたいと思います。

○田島健一町長

今逆行してるんじゃないかということでございますけれども、私がこの法案を中身を見る限りにおいては、私は逆行してるというふうには認識をいたしておりません。

まず、今回のこの介護保険制度の改正案は、1つ目に高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため介護、医療、生活支援、介護予防を充実させていく地域包括ケアシステムの構築ということになってございます。2つ目については、低所得者の保険料軽減を拡充し、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある方の利用者負担を見直すことで費用負担の公平化を図っていくということで、必要な私は改正ではないかというふうに考えております。

町といたしましても、高齢者の自立支援を目標に介護保険の給付に加え、介護保険だけではカバーできない部分は自助、互助、公助、共助による支援を含め、町が一体となって取り組んでいく考えでございます。

以上です。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねをいたしますけれども、現在全国では、要支援1、要支援2という方が154万人いらっしゃいますけれども、この方たちは、国の同一の制度で同一の基準で同じサービスを受けられています。しかし、先ほど申しました医療・介護総合推進法案では、町に丸投げし、下請にかけて市町村ごとに違う制度、違うサービス、違う内容になっていくようになってしまいます。

そこで、要支援1、要支援2の町民は現在何名いらっしゃるのでしょうか。おわかりでしたら説明をお願いいたします。

○片渕敏久長寿社会課長

現在、白石町の要支援1、2の方の数ということでございます。平成25年12月31日現在、12月末現在の数字になりますが、1号被保険者、65歳以上の高齢者になりますが、要支援1の方が235名、それと要支援2の方が242名。また、2号被保険者の方が1、2合わせて8名いらっしゃいます。1号被保険者のほうでは477名ということになるかと思えます。

○秀島和善議員

担当課長に要支援1、要支援2の方が約550名近くいらっしゃるということになりますけれども、この方たちが今のような国の制度として実施するデイサービス、デイケアを受けられなくて町の支援でサービスを受けるようになるとしたときには、どのくらいの経費がかかるのでしょうか。また、そういう計画を現在作成されてるのでしょうか。

○片渕敏久長寿社会課長

介護認定を受けた要支援1、2の方、先ほど1号被保険者、65歳以上の高齢者の方で合計しますと477名、12月末現在でいらっしゃいますが、これを支える経費はどの程度かということでございます。経費のほうのちょっと試算というのはやっていないわけですが、基本的にはこの介護保険の認定を受けた要支援1、2の方がサービスを受けられない場合もありますけれども、介護保険のサービスを受けられる場合、予防給付というサービスを受けられます。

介護保険の中の仕組みをまずちょっと説明をいたしますと、介護保険の給付、要介護の認定を受けていらっしゃる方は、介護保険の給付ということになります。要支援の方は、介護認定のほうに介護、要介護の状態にならないように、その前段階の方ということで予防給付ということの給付が今介護保険のほうから支給をされております。それとあわせて、今要介護認定を受けていらっしゃる方に、これまでも町のほうでは特に重点を置いて取り組んでまいりましたけれども、介護予防教室とか講座とか、

あるいは各老人会、婦人会等から御案内があったときに出向いて、介護予防のお話をしたりとか教室をやったりとかという事業は、介護予防事業という形で実施をいたします。これも、実際は市町村のほうが事業をやっておりますが、これについても財源のほうは介護保険の財源のほうから出ております。負担の割合も公費が2分の1、国が4分の1の負担、県と市町村が12.5%ずつと、あと残りは被保険者のほうの負担ということになりますけども、同じ財源更正でつくられるということになっております。

そして、地域支援事業、将来的には市町村のほうの事業になるということですが、市町村が行っておりますその事業が地域支援事業という名称を言っておるわけですけども、同じ地域支援事業の中で新たな、平成27年の第6次の介護保険改正、まだちょっと通ってはおりませんが、これがそのまま通って市町村で実施する事業、白石町の場合には広域圏で実施する事業になりますけども、そうなった場合には平成29年度には全て要支援の1、2の方の訪問、ホームヘルプサービス、それとデイサービスの部分については、この地域支援事業に切りかわるということが今言われておりますけども、財源的には今の介護保険で実施をいたしております個別の給付、要支援者向けの予防給付ですけども、それがそのまま財源というのが移ってきますので、その財源をできるだけ使わないようにという形で実際は取り組むということになるかと思えます。計画、その具体的な計画というのは、今広域圏のほうで第6次の計画をつくっておりますので、関係の3市4町の事業をどういうふうに持っていくかというのは、これからということになります。

○秀島和善議員

介護保険料については、御紹介したい記事が1つありましたけれども、2月21日にしんぶん赤旗で、介護保険料が5,000円を突破すると、40歳から64歳まで4月から値上げという記事が目にとまりました。記事には、40歳から64歳が支払う介護保険料が4月から307円上がり、1人当たり月5,273円となる見込みであることが20日までにはわかりました。介護保険制度が発足した2000年度の2.5倍に達して初めて5,000円を超えますということで、若い40歳、64歳の方たちに対してもこの介護保険料を引き上げていくということにつながっていますけれども、このことについての担当課長の認識をお尋ねしたいと思います。

○片渕敏久長寿社会課長

赤旗の記事の中で介護保険料が5,000円を超えるようになると、また介護保険が始まったときからすると、もうその倍以上になっているということでございます。

それと、若い方の負担に対するところの認識ということでお話をさせていただきますと、白石町、介護保険事業の保険者は杵藤地区の広域圏でございますので、広域圏で平成12年に介護保険がスタートしたときの保険料が、ちょうど標準の方ということで基準額ということになりますけども、本人さんが所得の段階で中庸の方、標準になるかたということでの設定なんですけども、平成12年からの3年間で2,973円というのをちょっと私メモしておりますけども、その金額でありました。介護保険の場合には、その設定をされた基準額が3年間継続をいたします。所得が変われば、たくさん所得

を上げた方は保険料をたくさん払っていただくという仕組みになっておりますけども、基準額、所得が全く変わらなければ3年間同じ金額、月額です、今のは。月額を払い込むという形になります。それが、その3年間の経過の中で設定をした保険料で、この保険料の部分というのは公費を除いた残り半分、そのうちの20%ぐらいの割合になります、高齢者が支払う、65歳以上の高齢者が負担するのは今現在21%ぐらいを負担してると思いますが、あと残りの29%部分というのが40歳から64歳の方が負担をしていただく金額ということになります。今申し上げました第1期の基準となる保険料2,973円というのは、65歳以上の方が負担をいただく金額になるんですが、これが今第5期の計画、12年を経過した時点の金額でいくと4,902円ということで2,000円まではちょっと上がってないんですが、2,000円近く上がってるということになり、倍率は2倍までは上がっておりませんが、それだけやっぱり利用者がふえてきたという状況にあります。

介護保険の仕組みとしましては、公費のほうで半分、あと残りは保険者のほうで払うという仕組みになっておるわけですが、残りの保険料の2分の1の部分、40歳以上65歳未満の方の保険料というのが、当初はもう30%だったんですが、だんだん高齢者がふえてきて、ふえてきた高齢者のほうである程度負担をしようということでは、前は65歳以上の保険料の負担割合が50%のうちの20%部分だったんですが、今21%ということになってます。若い方は、だんだんやっぱり少なくなってきておりますので、前は30%負担をしていただいていたのが29%現在負担をしていただいていると。ただ、これも半分は保険料で負担ということになりますので、若い方は高齢者のほうの介護保険の給付が上がっていけば、必然的に払う保険料がふえていくということになりますので、そのあたりが一つは全体の給付を抑える仕組みにもなってますし、たくさんかかればみんなで負担をしていこうという仕組みになっていると思います。

以上です。

○秀島和善議員

介護保険制度の(2)についてお尋ねをいたします。

町でやっても、専門職による支援を受けられない高齢者が続出し、重度化に拍車をかける懸念が大きい。さらに、法案は利用料の引き上げ、施設入居者の居住費、食費の補助縮小、特養ホーム入所者を原則要介護3以上に限定するなど、介護難民を深刻にしていく内容につながっています。保険料あって介護なしであってはならない。

町長は、この法案に対してどのような認識を持っておられるのか。改めてお聞きしたいと思います。

○田島健一町長

この件についても、先ほど御答弁を申し上げたとおりでございます。最終的には、自助、公助、共助、こういった支援を含めて町が主体となって取り組んでいきたいということでございます。

○秀島和善議員

自助や共助、また公助ということも確かに大切であると思います。きょうまでの一般質問の中でも、病気を抱えた高齢者の方たちが地域や自宅に帰りたいという声が圧倒的に多いということも一般質問の中で強調されてるところです。確かに、自助、共助、公助ということも大切でありますけれども、まずその前に消費税引き上げのときに町長が強調されましたけれども、高齢化社会、福祉の発達に対してしっかりと国が予算化をしていくんだと、そのための消費税引き上げなんだというふうに強調されておりました。それならば、今の労働現場で考えたときに、サービス残業がまだ大手を振って走っています。また、女性と男性の賃金の格差もまだまだ広がっているところです。介護や医療の方面については、女性が、母親が面倒を見るという状況も拭えない事実であります。こういう中で、私はきちんと憲法にのっとり、人間らしい生活、そして人間らしい死に方ができる社会を築いていくことが今必要であるということを強調したいと思います。

担当課長に2点お尋ねをしたいと思っておりますけれども、現在特別養護老人ホームの待機者は何名になっているのでしょうか。また、要介護3以上の介護難民、特別養護老人ホームに入所できる条件を介護3以上に限定したとしたときに、入れない人たちはさらにどれだけ生まれてくるのか、予測されてるのでしょうか。

○片渕敏久長寿社会課長

特別養護老人ホームの入所待ちの状況、待機者の状況ということでございます。白石町の場合に、広域圏のほうで取りまとめをした数字ということになります。施設の方で見ますと、申し込みをされてる方の中には、まだ介護認定の前にもう準備をされてという方もいらっしゃるようです。そういう方も全部ひっくるめてということになりますと、293名という方が入所待ちという形になります。ただ、ちょっとここの数字は、全部入れてということになるわけですが、実際要介護3以上の方、それではほかの施設等にもちょっとまだお入りになってないと、介護保険のサービス等は在宅でのサービスを受けてらっしゃるかもわかりませんが、施設のほうには入ってらっしゃらない方、そしてちょっともう家で見ているけども、できればもうすぐ入所を希望したいという方は23名いらっしゃるという数字が出てます。

それと、要介護3、特養の入所基準が要介護3以上となった場合にどうなるかということでございます。特養の要介護の3になったと、改正法でいきますと3以上の高齢者にちょっと限定という形をとるということでございますが、これは一つは考え方の大きなところというのは、全国的に見ますと、特別養護老人ホームは、この介護保険が始まった前から特別養護老人ホームへの入所という形で入ってる方もいらっしゃいます。そういう方も介護保険の制度が改正される中で、介護認定は今はお持ちだと思っておりますが、そのまま入所を続けられてきてる方というのもございます。そういう方が多いんですが、特別養護老人ホームにつきましては、介護老人保健施設はまだ在宅復帰を目標としてますけども、特別養護老人ホームはやはり在宅復帰もちょっと難しいという方で、ついに住みかにもなる施設でございます。そういう場所に入所される方というのは、やはり施設の数の不足とか、そういう面から見ても優先的には高い介護度をお持ちの方を優先的に入れるというのがかなってんじゃないかなという考

え方があるかと思えます。ただ、今現在入所をされてる方については、すぐに出なさいという形にはしないということです。町内の2カ所、特別養護老人ホームがございいますが、調べてはおりませんが、ほとんどがもう3以上の方が入所をされてるんじゃないかというふうに思っております。

○秀島和善議員

担当課長の答弁で、調べてはいないけれどもということですが、施設の数も2つの施設ですので、ぜひ現在入所をされてる方の介護度について、どういう実態なのか調べていただいて、そしてもし万が一国の法律のように介護3以上の方だけに限定されるとなると、事態はどうなるのかということをごきちんとして調査をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○片淵敏久長寿社会課長

御指摘がありました町内の2つの特養について、早速入所をされてる方の介護度、調査をしてお知らせをさせていただきたいと思っております。

それと、もう一つ先ほどの答弁の中でお答えをするのが漏れておりますが、要介護の1、2の方であっても、特養への入所が必要だというようなことがある場合、それについては入所ができるような仕組みというのがつくられることになっております。ただ、その内容がどういう方かということについては、今後検討するということになっております。検討することをこの場でできるように言うのはどうかと思っておりますが、その分についても恐らく入所者、現在入所されてる方もあるということですので、その方は入所の継続ができるような仕組みはそのまま継続をされるというふうに考えております。

○秀島和善議員

(3)に移らせていただきます。

障がい者が65歳になると、障がい福祉施策から介護保険サービスに切りかえられ、サービスの後退や負担増は憲法違反だという中身での提訴が広がっています。障害者総合支援法第7条、介護保険優先による問題点がこのことを発生させています。

担当課長にお尋ねしたいことは、杵藤管内でこれまで何人がその対象になって介護保険サービスに切りかえられてきたのか。また、町内で何人がこれまで対象になっているのか、お尋ねしたいと思います。年齢によるこの差別を改めるように町長を初め各課長、ぜひ国に働きかけをしてほしいと思っております。

そこで、御承知かと思っておりますけれども、厚生省の障害福祉課長による各県の障害保健福祉主管部長宛ての通達では、この介護保険サービス優先の捉え方についてこのように強調しています。一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととするということを強調しています。介護優先を絶対的なものとはしていない。この趣旨を生かして、理由あって希望する者には入所の手続きができるよう、杵藤広域圏にも改善を要望させていただきたいと思っておりますけれども、担当課長の実態と、その旨、認識についてお尋ねをいたします。

○片渕敏久長寿社会課長

65歳以上の障がいをお持ちの方について、年齢の制限で介護保険制度への切りかえ利用ということの御質問でございます。

障害者自立支援法も今現在、今の障害者自立支援の制度というものは平成18年10月ぐらい、実質的に動き出したのは平成19年度ぐらいから動き出したというふうに認識いたしております。それ以降、それ以前、その6年、7年ぐらい前に介護保険はスタートをいたしておりますので、当時介護保険がスタートした時点では、障がい者も一緒に介護保険の中で取り組もうというような話もあったようでございますが、別々の制度として進んできたという経緯がまずございます。

65歳以上の方の障がいをお持ちの方で、現在介護保険のサービスを利用されている方というのが4人いらっしゃいます。居宅のサービスの利用者ということでホームヘルプサービスを御利用の方になりますけども、4名いらっしゃいます。それと、障がい者施設の入所の方、65歳以上の方で16名いらっしゃいますが、その方は介護保険の施設ではなく、もう障がい者のほうの施設をずっと御利用いただいているということになります。

それとあと、介護優先を絶対的なものにしない、また希望する方には介護保険以外のサービス、障がい福祉のサービスも利用できるようにという、働きかけてほしいということの御質問であったかと思えます。

これも、少し説明をさせていただきますと、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法とっておりますけども、そこの中の条文の中にお話がありました介護保険、65歳になったら介護保険法を優先するという規定がありますので、そちらのほうで通常は取り扱いをすることになります。ただ、障がい者の方は障がいの程度とか、やっぱりその状況とか、いろんなところで介護の保険のほう、65歳になられて介護認定を受けられた方で、介護保険の場合は介護度によって受けるサービスの金額が決まってくるので、実質的にはたくさん受けようとするとも時間もたくさん必要になって受ける時間も長くなってくると、実際給付を受ける金額がふえていきますので、その介護認定の区分でいったときに、その時間では足りないということになった場合には、障がい福祉のほうのサービスがまたあるわけですけども、その場合いろんなサービスの担当者の会議とか、調整会議の中で、やはりこの方は介護保険のサービスを利用されてるけども、障がい福祉のサービスを加えて支援をしてあげないと生活が困難だと思われる方については、上乘せの給付が可能ということになっておりますので、その点についていえば、65歳になったからもう介護保険しか使えないという制度ではないということは、そういう上乘せの仕組みがきちんとできてるといふふうに私どものほうでは理解をいたしてるところです。

○秀島和善議員

担当課長に先ほどの答弁についてもお尋ねいたしますけれども、上乘せの給付が可能だといふようになった場合の家族や本人負担については、どのようになってくるんでしょうか。

○片渕敏久長寿社会課長

上乘せのほうの支給に係るところの負担というのは、当然障がい福祉の支援のほうのサービスのことだと思いますが、これは今現在も同様の、その御本人さんの所得の状況、そういうことで65歳以上の高齢者に限らず、今一般の障がいをお持ちの方が利用されてるサービスと同様の算定の方法で、負担をしていただく金額というのは決まってくるというふうに思います。

○秀島和善議員

現在、施設入所者が16名、居宅でホームヘルパーなどを利用されてる方が4人ということでしたけども、この20名の方たちの家族や、とりわけ本人の意思というものは、介護保険サービスを活用するということについての理解、また納得はされてるのでしょうか。

○片渕敏久長寿社会課長

障がい福祉施設に入所をされてる方、65歳以上の方で16名いらっしゃるということをお話をしたところですが、この方については65歳になる前からこの施設に利用といいますか、入所をされて、そのまま介護保険とは関係なく障がい福祉の施設にいらっしゃるという方になりますので。それと、あと居宅のサービスの利用者の4名の方、これは65歳になる前に8人いらっしゃったうちの4人の方については、介護保険のサービスのほうを今利用されてると。この分については、当然家族の方、御本人さん方の了解をいただいているということです。

○秀島和善議員

介護保険の制度についても、支援を受けたいけれども、1割負担が伴うので受けにくいという方たちの声も聞きます。

1つ紹介をさせていただきますけれども、短歌でこういう歌が目にとまりました。「卒寿超え妻の介護に当たる身のこれも人生むち打ちてすぐ」と、「卒寿超え妻の介護に当たる身のこれも人生むち打ちてすぐ」と。町内には660名の高齢者の夫婦世帯がいらっしゃるということで、先ほどの一般質問でも担当課長から報告ありましたが、やはり財政的な負担、そして体力の限界ということでの老老介護の厳しさがこの歌の中からも感ずることができるのではないかと思います。ぜひとも、介護保険制度が高齢者にとって軽い負担で、そして利用しやすい負担につながっていくような制度の充実を図っていただくことを申し上げ、大きな3番目の後期高齢者医療制度についてお尋ねいたします。

高齢者の命と、ここで生命、命と書いてますけれども、訂正をしておいてください。高齢者の命と暮らしを守るために後期高齢者医療保険料は引き下げるべきではないかということで、町長にこのことについてはお尋ねをいたします。

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の佐賀県の保険料は、2014年度、2015年度は平均で5万7,846円となり、現行から948円の引き上げにつながります。2008年度の

制度開始以来2度目の引き上げで、上昇率は1.67%、県内の全市町で構成する広域連合議会が17日、保険料の改正条例を可決したところです。

保険料は、都道府県単位の広域連合が各地域の医療費総額に応じて2年ごとに見直しています。佐賀県では、前回平均で2,875円（確定時3,306円）の引き上げでした。県の広域連合は、高齢化の進行や医療の高度化に伴う医療費の増加により、今後も増額が続くと見られています。

今回の見直しでは、加入者全員が支払う均等割を2,300円増の5万1,800円、所得に応じた所得割の掛け率を0.28ポイント増の9.88%とした。また、国の政令改正により保険料の年間上限額が55万円から57万円に引き上げられています。新年度からは多くの町民が、国民が反対をしている消費税率が8%まで引き上げられていくことが確定している。また、高齢者には医療費の負担をさらに引き上げようとしている中、これ以上の負担を高齢者に押しつけるべきではないと考えていますけれども、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○田島健一町長

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度から運用が始まり、ことしで6年目を迎えております。佐賀県後期高齢者医療広域連合におきましては、今回の保険料率の改定に当たって、保険料率の増加抑制策として剰余金の活用、財政安定化基金の活用によって保険料の上昇を緩和されているところでございます。また、平成26年度からは、保険料軽減対象者の拡大措置も実施されるものであります。さらに、被保険者が過度の負担にならないように全国後期高齢者医療連合協議会を通じ、国へ要望活動を行っているところであります。本町といたしましても、後期高齢者の皆さん方の健康と福祉の増進のために、関係機関との連携を密にして対応してまいりたいと考えているところでございます。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねいたします。

先ほど、町長から答弁の中で剰余金の扱い、また財政安定化基金を繰り入れていくということで、少しでも高齢者の負担を軽減しようということがなされるようになったということとあわせて、低所得者に対しての軽減策を充実させてきたということがお話をありましたけれども、具体的にどのように剰余金を繰り入れたのか、また財政安定化基金からどのように繰り入れがなされているのか、御承知でありましたら説明をお願いいたします。

○一ノ瀬清雄住民課長

今回、後期高齢者医療の保険料が2年ごとに改定になるということで、その抑制策として後期高齢者広域連合のほうでも剰余金の活用とかあるいは財政安定化基金の活用とかがなされているところでございます。今回の25年度からの剰余金の見込み額といたしましては9億円を剰余金のほうから繰り入れをいたしているということでございます。あと、財政安定化基金の活用でございますけれども、この部分につきましても、

一応26年度、27年度につきましては8億円の活用がなされているというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねをしますけれども、現在の後期高齢者医療保険制度の滞納の状況についてお尋ねをいたします。

滞納が現在本町で何名、また金額として幾らなのかということと、短期保険証の発行状況についてもお尋ねをいたします。全国では2万3,000人が短期保険証を発行されているという実態があります。

そして、3番目に資産の差し押さえなど、全国では2,800人がこの保険料の滞納で資産の差し押さえがなされたということが新聞で報道されておりましたけれども、本町においてはこのような扱いがなされたことがあるのであれば、御紹介をお願いしたいと思います。

○一ノ瀬清雄住民課長

滞納の状況でございます。平成26年2月末でございますが、2名でございます。金額にいたしましては18万9,200円ということになっております。

なお、短期保険証の発行は、現在のところいたしておりません。また、資産の差し押さえ等につきましても、現在資産を差し押さえたという実態はございません。

以上でございます。

○秀島和善議員

滞納者が現在2名で18万9,200円ということと、短期保険証の発行実態が0であることを聞いて、私はほっとしました。

担当課長にお尋ねをいたしますけれども、これは後期高齢者医療保険制度だけではありませんけれども、国保などにも関することでもあります。

全国商工新聞の新聞の掲載で、滞納処分は実情を見てということと1つ御紹介をしますけれども、総務省が文書で通知をしています。各自治体に適切な執行を促すということと、文書は事務連絡、平成26年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たったの留意事項などについてということと、地方税法15条の7の2号は、滞納処分をすることによって生活が著しく窮迫せられるおそれがあるときなどは、滞納処分の執行を停止できると定めています。事務連絡文書では、このことを踏まえ、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で適切な執行に努めていくように指示をしたということが全国商工新聞の記事で目にとまりました。

担当課長、本町でも国保や、また後期高齢者保険制度で2名でありますけれども、このような文書については御承知だったでしょうか。

○吉原拓海税務課長

国保に関する滞納処分のほうは、税務課のほうで所管いたしております。この件に

については、十分承知をいたしとると思います。

以上です。

○秀島和善議員

後期高齢者についてはいかがでしょうか、課長。

○一ノ瀬清雄住民課長

徴収に関しては、普通徴収の部分については町のほうで徴収等に家庭を訪問したりして、徴収に当たってるところでございます。先ほど申された国からの通達等については、ちょっと記憶いたしてない状況でございます。

○秀島和善議員

税務課長のほうでは総務省の文書通知を承知してるということでありましたけれども、ぜひ税務課長から国保の担当の住民課長などにもこの文書の内容についてきちんと伝えていただきたいことをお願いし、この項については終わらせていただきます。

それでは、通告しました4項目めについてお尋ねをいたします。

担当課長にお尋ねをいたします。

成年後見人制度の利用の促進についてということで、昨今認知症の老姉妹が業者に高額住宅リフォームを繰り返されて全財産を失うといった事例や、判断力の衰えた高齢者を狙った詐欺事件や悪質商法による被害が大きく報道されています。また、平成17年6月に改正された介護保険法により、被保険者の権利擁護のため、必要な援助を行う事業は市町村の事業とされたところであります。

身寄りのない認知症などの高齢者は、契約自体が難しく、それを補うために介護保険の施行とともに成年後見制度の創設、厚生労働省による利用支援事業が行われているところです。本町で成年後見制度を利用されている方は現在何名いるのか、お尋ねいたします。

また、必要な方に必要な援助が行われるように、このような制度をきちんと啓蒙していくためにどのような対策をとられているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○片渕敏久長寿社会課長

現在、成年後見人制度を利用されている方の数ということでございます。先ほど、議員のほうからる御説明いただきましたように、介護保険制度がスタートしたときからこの成年後見制度、同時にスタートをいたしております。これは、介護保険制度が業者との介護のサービスの提供の契約が生じるということで、その契約には本人と業者との契約あるいはケアプランを作成する事業者との契約ということになりますので、その契約がきちんと法的にできるようにということで、例えば本人の判断力が落ちた方については成年後見人制度を利用して契約をして、必要な高齢者に適正なサービスが支給できるようにというために始まった、介護保険と一緒に始まった制度ということになります。

それが平成17年6月に法改正がされまして、平成18年から、ちょうど介護保険の制

度でいきますと、地域包括支援センターが配置をされるようになって、このセンターというのは、従来から町のほうでも高齢者のほうの担当でいろんな相談の受け付けをやったんですが、この18年度からは地域包括支援センターの中の業務で高齢者の成年後見の制度の部分についても担うというふうになったところです。

現在、白石町のほうで利用されてる方というのは1名ございます。あと、この1名の分については法定後見という形で、町のほうがこの方はやはり後見人をつけないと経済的なお金の使い方の問題とか、先ほど説明をいただきました契約の問題とか、そういうことで非常に問題があるという方について町のほうが成年後見人をちょっとつけないといけないという形で申し立てを行って、今現在1名の方が御利用いただいております。この成年後見制度には、これ以外に自分が元気なときに将来を見据えて、任意後見という形の設定もできます。こういう方も家族で相談をされて、任意後見の制度を利用されてる方もあるということは伺っておりますが、その人数が何人かというところまでは、ちょっと把握をいたしておりません。

以上です。

○秀島和善議員

法定後見制度と任意後見制度の違いは、どこにあるのでしょうか。また、ひとり暮らしで身寄りのないという方たちがこのような制度を利用しようとするときに、市町村としてどういう役割を持っているのでしょうか。

○片渕敏久長寿社会課長

成年後見制度を利用していただくためには、管轄の家庭裁判所のほうへその申し立てが必要になります。先ほど、御家族の方とかが代理で、実質的には4親等以内ということになっておりますけども、そういう身内の方の申し立てでこの成年後見制度へ向けて動き出すということになります。家族とか関係者の中にしっかりした方がいらっしゃれば代理でということになりますが、法的にきちんとしてきたいという方の場合には、そういう家族のほうでされる場合にも裁判所のほうに申し立てて、家族のうちの誰かが後見人になるということもありますけども、そういう制度の利用ができるようになってます。一方、法定のほうで利用していく場合については、そういう関係者の方がいらっしゃらないと、身内の方がいらっしゃる場合には、4親等以内であれば申し立てができますので、あるお年寄りの方でこの成年後見制度の利用をしなければいけないと私どものほうで判断した場合には、身内のほうを調べまして、個別に全て成年後見人の申し立てをする意思があるかどうかという判断といいますか、意思の確認をいたします。それがとれない場合、もうお任せしますということになってきますと、町長申し立てという形で、こちらのほうで書類をおつくりして家裁のほうに申し立てを行うということになります。

○秀島和善議員

具体的なことでお尋ねをしますけれど、地元の家庭裁判所にその申請をするということですけども、その上での費用などはどのくらいかかるのでしょうか。

○片渕敏久長寿社会課長

費用、今ここでちょっとはつきりとは覚えてないんですが、前回昨年だったと思いますが、申し立てをしてからいろんな手続があつて、認知症を抱えてらっしゃる方だと精神鑑定とか、そういうものも必要になってきますので、そういう検査の費用とか手続の費用とか、もろもろを入れると10万円まではかからなかったと思いますが、結構金額、大きな金額がかかります。

それと、今1名の方がいらっしゃる、成年後見制度法定を利用されてる方については、それぞれ後見人がつきますので、後見人に報酬を支払う必要があります。これも、経済的に困窮されてる方には法定の後見制度で持っていったときには、御本人さんにお支払い能力がないということで、町のほうを立てかえるということになります。ただ、年金等も十分にお持ちの方の場合は、その年金のほうから裁判所のほうが必要な金額、その所得、収入の多い、少ないによっても金額は変わるというふうに聞いてますけども、そういう報酬も裁判所のほうで決定をしていただくということになります。

○秀島和善議員

町内でもこれから認知症の方が、また知的障がい者の方、精神的な障がいを持つ方たちがふえる中で、この制度の運用が重要な役割を果たすことにつながるのではないかと考えますけれども、担当課長に改めてお尋ねいたしますけれども、この制度そのものをわかりやすく町民に伝えていくということでの作業が非常に大事だと思います。なかなか口で説明を受けるだけでは、わからない、わかりにくい制度になっていますので、これをどういうふうにわかりやすく伝えていくのか、課長としてどのように御苦労されてるんでしょうか。

○片渕敏久長寿社会課長

この成年後見制度の周知の方法ということでございますが、今現在実際やってるやり方というのは、民生児童委員協議会の中での研修会も定期的開催をされておりますので、その折にこれまでも1回、2回ほど、この制度についてお知らせをした経緯があります。また、やはり介護保険を中心に、介護保険を利用されてる方を中心にして介護支援専門員、ケアマネジャーさんたちが訪問をされます。そういう中で、やはり必要だというようなものが出て、ケースが出てきますので、そういうところで御家族の方との話、家族のほうの話、法定後見人の場合には家族のほうのお話ができないケースが多いんですが、そういう遠方にいらっしゃる方なんかは家族が金銭の管理と契約をやるとおっしゃればいいんですが、そういう情報を入れながら対応していくということになるかと思えます。

ただ、今議員おっしゃるように、これからはこういう成年後見制度の活用についても、一般の講座といったらあれですけども、広報誌等に載せてお知らせをしていくというのも必要じゃないかというふうに思っております。

○秀島和善議員

ぜひ、広報やケーブルテレビ、また各地区での老人会の学習会などでも、このような制度のわかりやすいリーフレットをつくって紹介をしていただきますようお願いをして、この項は終わらせていただきますけれども、今回最初に御紹介をいたしましたけれども、日本国憲法が常に私たち議員にとっての指針となり、また町長は言うまでもなく、副町長や各課長が仕事をする上で、この憲法に自分たちがやっている施策が、サービスがきちんと保障されているのかということのを常々立ち返る必要があると思います。

私は、この日本国憲法の第11条、国民の基本的人権の享有、基本的人権の永久不可侵制ということで、このように第11条に述べられています。国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられるという条項と、第13条の個人の尊重、第13条には、全て国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。

最後に、改めて強調しておきます。第25条の国民の生存権、国の社会保障的義務、そこには①として、全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②として、国は、全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生上の向上及び増進に努めなければならないということがうたわれています。ぜひ、この憲法に立ち返りながら、高齢者の方たちの消費税に対する重圧を少しでも和らげる、また後期高齢者介護保険制度の保険料あって制度なしというものにならないよう、きちんとした制度を充実させること、さらに最後に後見人制度の利用促進についても、多くの知恵を出してわかりやすい説明をしていただき、認知症や知的障がい者、精神障がい者であっても選挙権がある、また自分たちの老後の生活が営まれるということが保障されるような白石町になっていただくことを強調し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○白武 悟議長

これで秀島和善議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

あすは議案審議となっております。

本日はこれにて散会をいたします。

15時36分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年3月12日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 久 原 久 男

署 名 議 員 秀 島 和 善

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭